

---

## 第 2 期潮来市教育振興基本計画

---

2024-2028

～ みんなが学び 未来を拓く 潮来の教育・人づくり ～

令和 6 年 3 月

潮来市教育委員会



# 目 次

序 第2期計画の策定について .....	1
1 第2期計画策定の目的と位置づけ .....	2
(1) 計画の背景と目的 .....	2
(2) 計画の位置づけ .....	2
2 計画の期間と策定体制等 .....	3
(1) 計画の期間 .....	3
(2) 策定体制 .....	3
3 策定方針 .....	4
4 教育を巡る社会状況の変化 .....	5
I 基本構想 .....	7
1 潮来市の教育・文化を巡る課題の整理 .....	8
(1) 学校教育 .....	8
(2) 青少年育成 .....	9
(3) 生涯学習 .....	11
(4) スポーツ・レクリエーション .....	13
(5) 地域文化 .....	14
(6) 国際交流・地域間交流 .....	15
2 計画のテーマ・視点 .....	16
(1) 第2期計画のテーマ .....	16
(2) 計画の視点 .....	17
3 基本施策 .....	18
(1) 基本施策1：自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力の育成 .....	18
(2) 基本施策2：子どもたちの学習環境の整備 .....	18
(3) 基本施策3：みんなが参加し学びを支える環境づくり .....	19
(4) 基本施策4：生涯にわたり学び活躍できる場の充実 .....	19
(5) 基本施策5：郷土の誇りとなる水郷文化の継承と創造 .....	20
4 計画の体系 .....	21
II 基本計画 .....	23
基本施策1：自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力の育成 .....	24
(1) 確かな学力を育む質の高い教育の推進 .....	26
(2) 豊かな心を育む教育・主体的に社会の形成に参画する態度の育成 .....	27
(3) 健やかな体を育む教育の推進 .....	28
(4) ICT活用教育の推進 .....	29
(5) 社会で活躍できるたくましい人材の育成 .....	30
(6) 教職員が働きやすい環境づくり .....	31

<b>基本施策2：子どもたちの学習環境の整備</b> .....	<b>32</b>
(1) 切れ目のない教育支援体制の充実 .....	34
(2) 学校施設や通学等の安全対策の充実 .....	36
(3) より良い学習環境を持続する学校適正化や学校連携の推進 .....	37
(4) 教育データの利活用推進.....	38
(5) 学校給食の充実と環境整備.....	39
<b>基本施策3：みんなが参加し学びを支える環境づくり</b> .....	<b>40</b>
(1) 就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続.....	42
(2) 学校と地域との連携・協働（コミュニティ・スクールの推進） .....	43
(3) 家庭の教育力の向上と子どもの居場所づくり .....	44
(4) 子どもの貧困、ヤングケアラー等への対策の充実 .....	45
(5) 青少年育成活動の推進 .....	46
(6) 部活動の支援と地域移行の推進.....	47
<b>基本施策4：生涯にわたり学び活躍できる場の充実</b> .....	<b>48</b>
(1) 生涯学び、活躍できる生涯学習機会の充実 .....	50
(2) 生涯学習やまちづくりを牽引する人材の育成と学習成果の活用.....	51
(3) 生涯学習の拠点となる公民館や市立図書館等の充実.....	52
(4) ICT活用による生涯学習活動の活性化 .....	53
(5) 国際理解の推進 .....	54
(6) 「市民一人1スポーツ」の推進 .....	55
(7) 水辺を生かしたスポーツの振興・鹿島アントラーズとの連携強化.....	56
(8) スポーツ・レクリエーションを支える環境の充実 .....	57
<b>基本施策5：郷土の誇りとなる水郷文化の継承と創造</b> .....	<b>58</b>
(1) 文化・芸術活動の振興 .....	60
(2) 水郷文化の保存と次世代への継承.....	61
(3) 文化・芸術活動を支える環境の充実 .....	62
(4) 水郷文化を生かした文化交流の促進 .....	63
<b>Ⅲ 計画の推進</b> .....	<b>65</b>
1 計画の進行管理.....	66
2 計画の推進体制.....	66
<b>資料編</b> .....	<b>67</b>
1 策定経緯 .....	68
2 策定体制 .....	69
(1) 策定委員会設置要綱.....	69
(2) 策定委員名簿.....	72

## 序 第2期計画の策定について

---

- 1 第2期計画策定の目的と位置づけ
- 2 計画の期間と策定体制等
- 3 策定方針
- 4 教育を巡る社会状況の変化

# 1 第2期計画策定の目的と位置づけ

## (1) 計画の背景と目的

本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、2018（平成30）年度に本市の教育方針及び教育施策を示した「潮来市教育振興計画（2019-2023）」を策定しました。第1期の計画では、教育を巡る社会動向や潮来市の課題を踏まえて、「みんなが学び 未来を拓く 潮来の教育・人づくり」をテーマとした教育と生涯学習に関わる基本的な計画を策定し、学校や家庭、地域等と連携して施策や事業に取り組んできました。

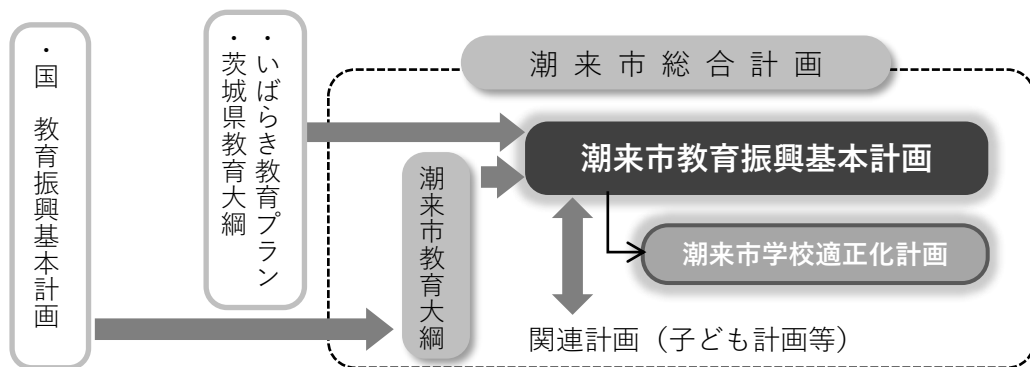
第1期の期間では、新型コロナウイルスの感染拡大や国際情勢の不安定化により、日常生活が大きく左右され、教育や生涯学習を巡る環境や価値観等が大きく変化しました。このような背景を踏まえ、時代の変化に沿った教育の振興及び生涯学習の推進を図るため、これまでの計画を見直し、「第2期潮来市教育振興基本計画(生涯学習推進計画等を含む)」を策定することを目的とします。

## (2) 計画の位置づけ

第2期潮来市教育振興基本計画は、本市の最上位計画である総合計画に基づく教育・文化部門の計画として、第7次潮来市総合計画後期基本計画における基本方針を踏まえつつ、前計画に引き続き「潮来市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけられます。

また、第2期教育振興基本計画の策定と並行して、学校適正化計画の見直しを行います。

【図】 計画の位置づけ



## 2 計画の期間と策定体制等

### (1) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

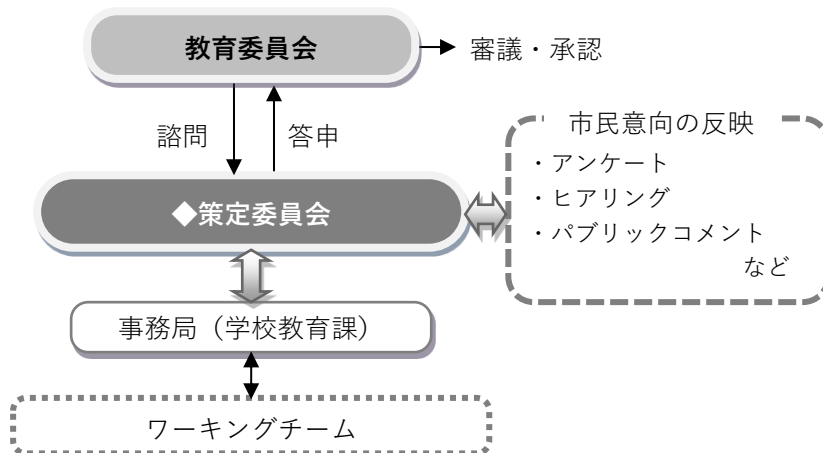
【図】計画期間

年 度	2019 H31/R1	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10
教育振興基本計画 (文部科学省)	第3期教育振興基本計画				第4期教育振興基本計画					
いばらき教育プラン	いばらき教育プラン			いばらき教育プラン						
潮来市総合計画	第7次総合計画(前期)					第7次総合計画(後期)				
潮来市教育大綱	教育大綱					後期基本計画 教育・文化分野(教育大綱)				
潮来市教育振興 基本計画・学校適正 化計画	教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画				
	学校適正化計画					第2期学校適正化計画				

### (2) 策定体制

第2期計画については、策定委員会を中心に、市民意向の反映や関係各課との協議を図りながら、策定を進めます。

【図】計画の策定体制



### 3 策定方針

第2期計画の策定方針については、次のように設定します。

- 本市が抱える課題と社会変化に適応し、今後5年間の将来を見据えた「めざす教育」を実現するための計画として策定します。
- 本市の教育目標を前提としつつ、第7次潮来市総合計画後期基本計画における教育・文化分野を基本指針とし、課題や目標、方針について整合を図った計画とします。
- 学校教育を中心に、就学前教育や子ども・若者の育成、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化の振興等の生涯学習推進計画を含めた教育・文化分野の総合的な計画とします。
- 子どもから高齢者まで全ての市民を対象とし、生涯学び続けることができる環境を目指した計画とします。
- 市民の誰もが、基礎的な学力を身に付けられ、才能や個性を得意な分野で生かし、活躍することを目指す計画とします。
- 水郷潮来の自然環境や地域文化等を生かし、本市にふさわしい特色と魅力ある教育施策を設定します。



## 4 教育を巡る社会状況の変化

第1期計画の期間であった2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）は、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする社会情勢の変化が教育・文化の分野にも様々な側面に変化をもたらしました。ここでは、近年の教育を巡る社会状況の変化を整理します。

### ①人口減少、少子高齢化、長寿化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、「我が国の総人口は、50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおよそ4割を占める」とされています。

人口減少、少子高齢化は、地域コミュニティの崩壊や社会経済活動の縮小などの課題を引き起こすとともに、教育面では学校の小規模化や競争機会の減少、集団による教育活動が成立しにくくなるなどの影響が懸念され、その対策がコロナ禍以前から必要となっています。

また、今後も長寿化が進み、「人生100年時代」の到来といわれる中で、人生をより充実したものにするための生涯にわたる学びや、元気に活躍し続けられる社会づくりが必要とされています。

### ②ICT活用社会の進展

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）の活用を進展させ、より一層日常生活の中で欠かせないものとなりました。

学校教育では、GIGAスクール構想により「1人1台端末」が実現し、オンライン授業や教材のデジタル化、プログラミング教育の導入等が進みました。今後はICT環境の充実やICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、情報を適切に活用するためのルールや態度を学ぶ教育が必要となっています。

また、デジタル化がこれまで以上に進展し基盤となる社会においては、全ての世代がデジタル技術を理解し、活用のスキルを向上することが必要となっています。

### ③ライフスタイルや価値観の多様化、共生社会づくり

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、お互いを尊重し合い、それぞれが自分の能力や個性を生かして、活躍できる社会づくりやしくみづくりが求められています。

また、家庭や地域、職場などの我々の暮らしを取り巻く環境が大きく変化し、かつては存在した人と人とのつながりや社会における支え合いの機能が弱まってきています。コロナ禍で、コミュニケーションの減少により孤独・孤立、不安等が高まったことを経て、ポストコロナの時代には、つながりや支え合いが重要となっています。

今後は、地域において多様な人々が参加し、つながり・支え合うしくみを再構築し、様々な困難に直面した場合でも、お互いが認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる共生社会を構築していくことが求められています。

#### ④持続可能な社会・教育への取組

社会のグローバル化が進む中、様々な国際的課題を解決し、持続可能な社会を実現するため、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに達成を目指す世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、我が国を含む様々な国が積極的に取り組んでいます。

SDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを理念としていますが、新型コロナウイルスの感染拡大は、経済や雇用に大きな影響を及ぼし、子どもたちを取り巻く家庭環境にも生活困窮や家庭内暴力の深刻化等の課題をもたらしました。ポストコロナの時代においては、子どもたちが生まれ育った環境によらず、学び続けることができるよう、支援を充実することがこれまで以上に求められています。

また、近年は、各地で起こる戦争などの国際情勢の不安定化による経済状況への影響、地球温暖化による気候変動とこれに伴う気象災害などが次々と起こり、先行きが不透明で予測困難な時代となりました。

このため、今後必要とされるのはAI等の新たな技術を活用しつつも、自らの創造力や解決力を持って、未来を切り開くことができる人材であり、質の高い教育や環境を提供し、人口減少する中でも着実に次世代の人材を育成することが、今後の日本そして地域を持続可能な社会とするうえで重要となっています。

# I 基本構想

---

- 1 潮来市の教育・文化を巡る課題の整理
- 2 計画のテーマ・基本方針
- 3 基本施策
- 4 計画の体系

# 1 潮来市の教育・文化を巡る課題の整理

第2期潮来市教育振興基本計画では、潮来市第7次総合計画後期基本計画の「教育・文化分野」を基本指針として踏まえたうえで、教育振興のための計画として本計画を定めるものとします。そこで、後期基本計画【教育・文化分野】に沿って、アンケート及びヒアリングの結果を加えて、第2期計画のポイントを整理します。

## (1) 学校教育

### 【現 状】

- 少子化がより一層進み、児童・生徒数は全体として減少傾向にあります。令和元年度より、潮来市学校適正化計画に基づき、児童生徒が学びやすい環境づくりを目指し、小・中学校の適正化に取り組んでいます。
- GIGA スクール構想に基づき、1人1台の情報端末を整備してきましたが、令和7年度には更改時期を迎えることとなります。
- 部活動の地域移行については、検討委員会を設置し対応を検討しています。
- 2022年（令和4年）4月より、学校給食の無償化に取り組んできました。

### 【課 題】

- 少子化や多様な児童生徒に対応するため、学校適正化等、教育環境の整備や、家庭教育の充実を図る必要があります。
- 教職員・支援員といった人員の適正な配置に努めるとともに、校務支援システムの活用を図り、働き方改革を進める必要があります。
- 情報端末整備の児童生徒への学力向上や教育活動における検証が必要です。
- 部活動の地域移行については、指導者の確保とともに、学校の関わり方について検討する必要があります。
- 給食センターの建物が老朽化しており、運用面でも課題となってきました。
- 温暖化による気温上昇で、暑さ対策等がこれまで以上に必要となっています。



### 【アンケート・ヒアリングから】

- 児童生徒の学校生活について、「根気よく物事に取り組む」や「主体的に考え行動する」ことができるという教職員の評価が他の項目より低く、主体的・対話的で深い学びを深化することが必要とされています。
- 児童生徒の苦手な科目は算数・数学が1位、外国語は保護者や教職員の評価が低く、課題となっています。
- タブレット端末の活用について、充足し評価も高い一方で、目などの健康への影響やトラブル等が発生した場合の対応が課題となっています。
- コロナによって不登校が増えてはいないものの、リモートで授業を受けることができるようになり、コロナ禍前に比べて学び方は多様化しています。
- 給食センターの老朽化が進んでおり、衛生面等からも課題となってきました。
- 教職の業務負担について、会議時間の短縮やデジタル活用等が必要とされています。

後期基本計画	【目指す姿】 全ての児童生徒が、未来の目標を持ち、主体的に学ぶ意識を持つ教育環境が向上しています。
	<b>【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主性・自立性を育む教育の推進</li> <li>●社会で活躍できるたくましい人材と郷土愛の育成</li> <li>●安心して学べる教育環境づくり</li> <li>●教職員の働き方改革の推進</li> </ul>

### 【第2期教育振興基本計画のポイント】

★自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力を持った児童生徒の育成が必要です。

- 主体的に社会に参画する態度の育成
- グローバル社会における人材育成
- 教職員の働き方改革

★より良い環境で誰もが安心して学べるよう、子どもたちの学習環境の整備に取り組む必要があります。

- 共生社会の実現、多様な教育ニーズへの対応
- 教育DXの推進
- 食の安全・安心
- 教育施設の整備
- 部活の地域移行

## (2) 青少年育成

### 【現 状】

- 潮来市では、青少年育成市民会議、青少年相談連絡協議会を中心として、啓発活動などを実施し、青少年健全育成に向けた取組を行っています。
- 教育施設との連携については、学校警察連絡協議会を年2回開催し、子どもたちに関する情報交換を実施しています。
- 子どもや青少年の環境を巡っては、インターネットやSNSの浸透に伴い、これまでとは異なるトラブルに巻き込まれるリスクも高くなっています。
- 子供会育成会は、子どもの加入がかなり減少し、活動の継続が課題となっています。

**【課題】**

- 青少年を取り巻く環境は、地域コミュニティの希薄化の一方で、インターネットやSNSの普及等により大きく変化しており、青少年の健全な成長に向け、学校や地域、家庭との連携を一層強化する必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化、世帯の多様化が進む中で、子どもたちを見守る環境も変化しており、地域全体での取組が必要となっています。
- 公民館や図書館を活用した学びの支援の充実を図る必要があります。

**【アンケート・ヒアリングから】**



- 携帯電話（スマートフォン等）について、中学生の9割以上が保有し、トラブル等の相談体制や家庭でのルールづくりが課題となっています。
- 「勉強のこと」や「進学や将来のこと」で悩みや不安が『ある』（「ある」又は「少しある」）児童・生徒が3～4割おり、子どもたちの支援や機会の充実が必要です。
- 子どもたちの居場所づくりやヤングケアラー対策等について、今後は、子育て支援との連携が必要です。
- 子育てに悩み等が『ある』（「ある」又は「少しある」）保護者は7割で、家庭教育の支援、相談窓口等の周知が必要です。
- 子どもや家庭と、地域との関わりが少なく、学校や地域との更なる連携が必要です。
- 部活動の地域移行は、保護者5割、教職員8割以上が『賛成』傾向（「賛成」又は「どちらかといえば賛成」）、課題は保護者の送迎や、十分な指導ができる地域クラブ等となっています。
- ポートについては、部活動の域を超えて指導者が連携しており、（地域移行について）そこにヒントがあると考えられます。

後期基本計画

**【目指す姿】** 学校、地域、家庭が連携し、青少年を見守る環境が整備され、地域における役割を意識しながら成長する環境が向上しています。

**【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】**

- 青少年育成活動の充実
- 家庭の教育力の向上
- 地域教育の充実

**【第2期教育振興基本計画のポイント】**



★学校や家庭だけでなく、地域をはじめ多様な主体の参加により子どもたちの学びを支える環境づくりが必要です。

- 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- 学校・家庭・地域の連携強化
- 青少年などとの対話、意見の反映
- 部活動の地域移行検討

### (3) 生涯学習

#### 【現 状】

- 生涯学習の拠点となる公民館については、人口減少、高齢化、社会環境の変化等を背景に、利用者の減少がみられています。
- 体育施設の利用は多くなっていますが、各種講座等、文化系利用は少なくなっており、新しい取組として、コーヒー抽出講座、日本刀入門講座等、従来の利用者以外に向けた講座を始めています。
- 本市で盛んなローイング（ボート）競技については、小学生から社会人まで活発な活動が行われており、市民レガッタの参加チーム数も増加しています。
- 部活動の地域移行に向け、指導者となる人材確保が必要となっています。
- 市立図書館では、郷土文化を発信するため、版画家川瀬巴水の文化講演会、オリジナルトートバックの製作といった新しい取組を行っています。

#### 【課 題】

- 中央公民館や各地区公民館については、施設の老朽化が進んでおり、維持・改善に向けた検討が必要となっています。
- 市民の生涯を通じた学びを支援するため、各種講座の充実、健康づくりと連携したスポーツ参加機会の提供に取り組む必要があります。
- 部活動の地域移行に対応するため、学校と連携しながら、地域移行のあり方、指導者となる人材の確保を検討する必要があります。

#### 【アンケート・ヒアリングから】



- 生涯学習について、30～40歳代では「聞いたことがある」人は多いものの、「言葉の意味も理解している」は3割程度で、「何もしていない」人が5割です。
- 取り組んでいる活動では「職業上必要な知識・技能」「健康・スポーツ」が多く、インターネット検索での情報入手が比較的多くなっています。
- 取り組んでいない理由では、仕事や家事が忙しくて時間がないという意見が多く、現役世代に向けた生涯学習活動の内容や時間帯などの工夫が必要です。
- 公民館の利用はコロナ禍から回復基調にあるものの、利用は高齢者に偏っています。また、施設が老朽化し、使えない機能なども出てきています。今後は、子どもたちに向けて公民館の活用を広めていくことも必要です。
- 図書館はイベント等を企画すると人は集まるものの、普段から利用する習慣のない人に対しても、日常の交流の場として利用を拡大するための工夫が必要です。

後期基本計画	<p><b>【目指す姿】</b> 全ての世代が、自らの興味や能力を活かしながら、生涯にわたって学ぶ意識を持ち、世代交流をしながら暮らせる環境が向上しています。</p>
	<p><b>【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の生きがいを創出する生涯学習機会の充実</li> <li>●多様な人材の育成と学習成果の活用</li> <li>●生涯学習の拠点となる公民館の充実と連携</li> <li>●市民の学習活動を支える市立図書館の運営</li> </ul>



**【第2期教育振興基本計画のポイント】**




★様々なライフステージに合わせて、生涯学び活躍することができる環境づくりが必要です。

- 人生 100 年時代に向けた生涯にわたる学び  
 (生涯学び、活躍できる学習機会の充実／人材育成と学習成果の活用  
 ／公民館・図書館等の充実)
- 地域間交流や国際交流の推進



## (4) スポーツ・レクリエーション

<p><b>【現 状】</b></p> <p>○2019年に開催されたいきいき茨城ゆめ国体では、ローイング（ボート）、トライアスロン、水泳（オープンウォータースイミング）の会場となりました。</p> <p>○前川運動公園については、サッカー場の人工芝化が行われ、利用者の増加がみられています。</p> <p>○ローイング（ボート）競技については、小学生から社会人まで活発な活動が行われているほか、水郷潮来シティレガッタが開催され、市民のスポーツとして浸透しています。</p> <p>○霞ヶ浦りんりんロードの整備が行われ、沿道地域だけでなく本市においてもサイクリング環境の整備が進んでいます。</p>
<p><b>【課 題】</b></p> <p>○内水面や霞ヶ浦を生かしたスポーツは、本市ならではの種目といえることから、交流人口を創出する要素として、一層の活性化に取り組む必要があります。</p> <p>○ローイング（ボート）については、引き続き大会の開催を通じ、市民に親しまれるスポーツとして育成する必要があります。</p> <p>○潮来市民プールや潮来ヘルスランドさくらは指定管理者制度を導入していますが、今後更なる有効活用の検討が必要です。</p> <p>○市民や来訪者がスポーツに親しむ環境を創出するため、拠点となる施設整備についても検討する必要があります。</p>

<p><b>【アンケート・ヒアリングから】</b> </p> <p>○今後、取り組んでみたい生涯学習活動では、「健康・スポーツ」が多くなっています。</p> <p>○スポーツの競技人口の高齢化や減少は課題としてあるものの、働き方改革の本格的な運用により、休日にスポーツに取り組む可能性が増えることも期待されます。</p> <p>○今後は、ドッチビー、ボッチャ等の誰でも取り組みやすいスポーツの普及や、大人と子どもが一緒に楽しめるスポーツ等に取り組み、<u>スポーツの裾野を広げていく</u>ことが必要です。</p>
--

後期基本計画	<p><b>【目指す姿】</b> 市民がスポーツ・レクリエーションに積極的に参加するとともに、スポーツツーリズムの推進など、まちづくりと連携した新しい取組が生まれています。</p>
	<p><b>【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「市民一人1スポーツ」の推進</li> <li>● 潮来らしさを活かしたスポーツ・レクリエーションの振興（スポーツツーリズムの推進）</li> <li>● スポーツ・レクリエーション環境の充実</li> </ul>



### 【第2期教育振興基本計画のポイント】

★潮来の環境を生かして、生涯活躍できるよう、健康づくりやスポーツの推進が必要です。

- 高齢化に対応した健康づくりの推進（「市民一人1スポーツ」の推進）
- 潮来らしさを活かしたスポーツの推進（水辺、鹿島アントラーズ等）

## (5) 地域文化

### 【現 状】

- 本市には、国・県・市あわせて123もの指定文化財を有しており、これらの保存や管理活動の支援等に取り組んでいます。
- 市民の文化活動については、文化協会、市民文化祭等を通じた市民の芸術活動のほか、水郷まちかどギャラリーでの郷土出身画家や市民の作品展示等に取り組んでいます。

### 【課 題】

- 文化財の保全・継承のため、文化財の適正保管や修復に取り組む必要があります。
- 文化協会事業については、市民が文化に触れる機会として、事業の見直しや新規事業の検討、人材確保が必要です。
- 市民文化祭については、これまでと同じではなく、若い世代やファミリー層に合わせて検討する必要があります。

### 【アンケート・ヒアリングから】



- 中学生では潮来市について好きかどうか「わからない」が3割で、地域との関わりや魅力の気づきが必要となっています。
- 文化を担う団体は、年々高齢化が進んでおり、これまで蓄積されてきた史料や研究、活動等を次世代に継承していくことが課題となっています。
- 文化の拠点である水郷まちかどギャラリーでは、展示団体の高齢化に伴い、若い世代の利用や潮来市外や県外からの利用を増やすなどの工夫が必要となっています。

後期基本計画

**【目指す姿】** 日常的に芸術・文化に親しむことができる環境が整い、芸術・文化に対する意識の高まり、郷土愛についての学びが促進されています。

#### 【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】

- 市民の文化・芸術活動の振興
- 伝統文化の保存と次世代への継承
- 水郷の地域資源を活用した文化交流の促進



### 【第2期教育振興基本計画のポイント】



★次世代の郷土愛を育むため、郷土の誇りとなる「水郷」文化の創造・継承が必要です。

- 潮来文化を活性化する文化・芸術活動の振興
- 潮来の誇れる伝統文化の保存と次世代への継承
- 文化・芸術活動を支える環境の充実

## (6) 国際交流・地域間交流

### 【現 状】

- 多文化共生社会への関心が高まっており、外国人市民との共生が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生海外派遣事業などの国際交流活動が停滞しています。
- 水郷潮来バスターミナルが地域への玄関口となっており、アントラーズ・ホームタウン DMO、霞ヶ浦りんりんロードなど、周辺地域と一体となった取組が進んでいます。

### 【課 題】

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、インバウンドや外国人市民の増加が考えられることから、国際交流の推進を図る必要があります。
- 多文化共生に対する理解を深め、交流を推進するため、学校教育、生涯学習分野と連携し、市民、行政の各レベルで意識の醸成を図る必要があります。
- 地域における連携・交流を深め、交流人口の増加、インバウンドの誘致を推進する必要があります。

### 【アンケート・ヒアリング等から】



- 中学生の苦手な科目で「外国語（英語）」が2位で、学校生活の評価では保護者や教職員の評価は低く、対策が必要です。

### 後期基本計画

【目指す姿】 多様な分野での国際交流活動が盛んになり、国際意識を持つ人材の育成や市内における国際交流活動が盛んになっています。

#### 【第7次総合計画後期基本計画における施策の展開】

- 外国語教育の充実
- 多面的な国際交流活動の推進
- 広域連携、地域間交流の推進



### 【第2期教育振興基本計画のポイント】



★子どもの頃からグローバル社会に対応できる学びや交流が教育振興の面でも必要です。

- 国際交流の推進（外国語教育、国際意識を持つ人材育成、交流活動）

## 2 計画のテーマ・視点

潮来市の教育・文化を巡る課題を踏まえて、第2期潮来市教育振興基本計画のテーマや基本的な視点を以下のように設定します。

### (1) 第2期計画のテーマ

未来の潮来市を創り活性化するためには、人づくりが重要であり、その人を創るのは教育にあるということは、時代が変化しても変わらず根底にある考え方です。

持続可能な開発目標（SDGs）のゴール4では「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という目標が掲げられており、これを前提としつつ、第2期の潮来市教育振興基本計画においても、引き続き「みんなが学び 未来を拓く 潮来の教育・人づくり」をテーマとして教育・文化分野の政策に取り組みます。

#### 【第2期潮来市教育振興基本計画のテーマ】

みんなが学び 未来を拓く  
潮来の教育・人づくり

SDGs ゴール4  
(アイコン)



## (2) 計画の視点

第1期計画から5年が経過し、コロナ禍を経て、社会は大きく変化しています。

そこで、計画テーマは引き続きとするものの、新たに国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の基本的な方針を踏まえて3つを「計画の視点」とし、新たな基本施策を定めるものとします。

### 【計画の視点】

#### ①社会の持続的な発展に貢献できる人材の育成

刻々と変化する社会・経済情勢に適切に対応し、自主性・自立性を持って、社会に対応できるよう、主体的・対話的で深い学びをより一層深化させるとともに、グローバル化の中で活躍できる人材の育成に取り組みます。

外国語教育のみならず、SDGsなどの観点から、持続的社会的発展に寄与できるよう、主体的に社会の形成に参画する人材を育みます。

#### ②一人一人の可能性を引き出す共生社会に向けた教育の推進

社会が抱える困難や課題が多様化・複雑化する中で、誰一人取り残されずに全ての子どもたちの可能性を引き出すための個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合えるような、共生社会の実現を目指します。

#### ③家庭や地域で共に学び支え合う社会の実現

社会が高度化・複雑化するなかで、家庭や学校が抱える教育の負担は大きく、地域等を含めて、多様な主体が参加し、学びを支える環境づくりを進めます。

また、持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の機能強化や人材の育成を図るとともに、生涯学習を通じて個人の人生の充実を図るだけでなく、地域社会に貢献する人材を育みます。

### 3 基本施策

計画のテーマと、3つの計画の視点に沿って、5つの基本施策を設定します。

#### (1) 基本施策1：自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力の育成

将来の潮来市を担う子どもたちに対し、基礎的な学力の習得とともに、主体的・対話的で深い学びを深化させ、社会の形成に参画する態度の育成や規範意識の醸成を図り、自主性・自立性を持って社会の変化に対応できる力を育むとともに、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育を行うため、GIGAスクール構想を推進します。

グローバル社会に対応できる人材を育成するため、外国語教育やSDGsの視点を入れた教育等の充実を図ります。

学校教育の充実を図るため、教職員の働きやすい環境づくりを推進します。

【施策の方向】
★主体的に社会に参画する知識・技能、態度の育成
★グローバル社会において活躍できる人材の育成
★教職員の働き方改革

#### (2) 基本施策2：子どもたちの学習環境の整備

子どもたちを取り巻く様々な状況に配慮し、安心・安全に学べる学習環境を整備するため、多様な教育ニーズや課題に対し適切に対応できるよう教育支援環境の充実を図るとともに、学校や通学での安全対策を進めます。

また、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、これまで以上に教育データの効果的な利活用やセキュリティ対策等を強化するとともに、学校給食を生かした食育や食の安全対策、給食センターの環境改善等に取り組みます。

子どもの数の減少に対し、より良い学習環境を今後も持続していくために、適正な規模や環境を確保する学校適正化や学校連携を推進します。

【施策の方向】
★多様な教育ニーズへの対応
★教育施設の適正化
★教育DXの推進
★食の安全・安心

### (3) 基本施策3：みんなが参加し学びを支える環境づくり

子どもたちの能力を発揮できる環境をみんなで作るという意識をもち、様々な人々の参加による、学びを支える環境づくりに取り組みます。

学校・家庭・地域の連携を強化し、学校教育を支える環境づくりを進めるとともに、就学前教育の充実や小学校への円滑な接続を図ります。ヤングケアラーの支援や子どもの貧困対策等、子ども一人一人を地域社会の一員として取り込み、支え合う環境づくりを推進し、子どもたちとの対話を通じて意見を尊重し幸福を優先する「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

また、地域の人材を生かし、中学校の部活動における地域移行を推進します。

【施策の方向】
★学校・家庭・地域の連携強化
★共生社会の実現、社会的包摂
★青少年などとの対話、意見の反映
★部活動の地域移行の推進

### (4) 基本施策4：生涯にわたり学び活躍できる場の充実

人生100年時代に向けて、市民が自分の特性やライフステージに応じて必要なスキルを身につけることができるよう、生涯にわたり学び、活躍できる生涯学習機会の充実と環境整備を進めます。

生涯学習活動の活性化に向けて、リーダーとなる人材の育成や学習成果の活用、公民館、市立図書館等の拠点機能の充実や情報通信技術の活用を図るほか、グローバル社会の進展に応じて国際理解の推進を図ります。

また、高齢社会に対応した健康づくりとして生涯スポーツを推進するとともに、水辺のスポーツや鹿島アントラーズとの連携等により、潮来らしさを生かしたスポーツを推進し、地域の活性化を図ります。

【施策の方向】
★人生100年時代に向けた生涯にわたる学び
★高齢社会に対応した健康づくり推進
★潮来らしさを生かしたスポーツの推進

## (5) 基本施策5：郷土の誇りとなる水郷文化の継承と創造

地域と子どもや若者との関わりが希薄化するなか、次代を担う子どもや若者が潮来を誇りに思い、将来的には潮来に定住・定着してもらうため、潮来文化の創造と継承を図ります。

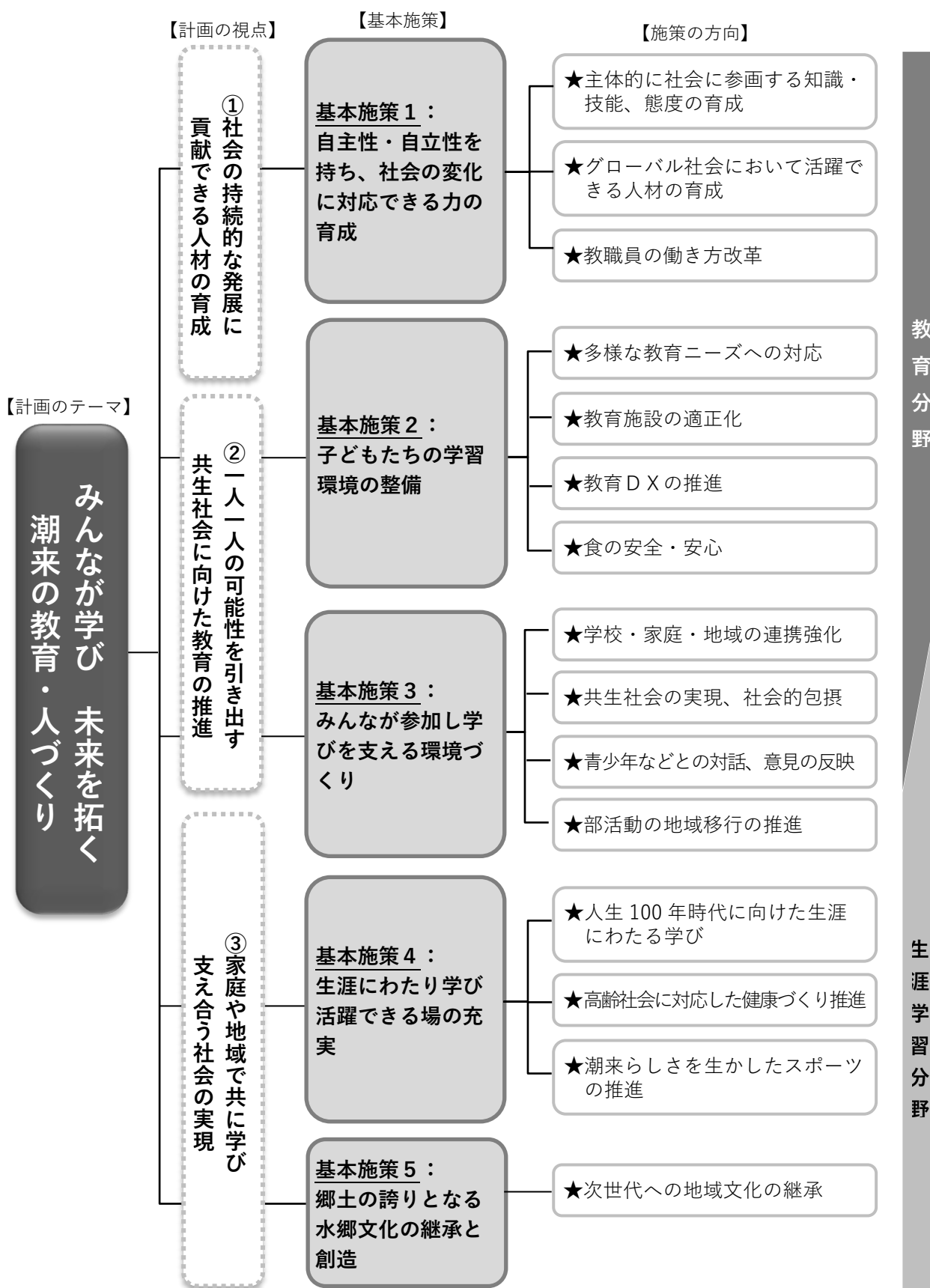
潮来市に存在する指定文化財や伝統芸能を後世に永く伝えていくため、適切な維持・保存を図るとともに、体験や継承活動の支援等を進めるとともに、学校と地域が連携して郷土教育を推進し、地域文化への理解を深めます。

また、潮来を含めた「水郷」としての地域の特色を生かした文化交流活動を進め、「水郷文化」の継承と創造を図ります。

<b>【施策の方向】</b>
<b>★次世代への地域文化の継承</b>



## 4 計画の体系





## II 基本計画

---

基本施策 1：自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力の育成

基本施策 2：子どもたちの学習環境の整備

基本施策 3：みんなが参加し学びを支える環境づくり

基本施策 4：生涯にわたり学び活躍できる場の充実

基本施策 5：郷土の誇りとなる水郷文化の継承と創造

## 基本施策 1：自主性・自立性を持ち、社会の変化に対応できる力の育成

### ■第1期の取組と新たな課題

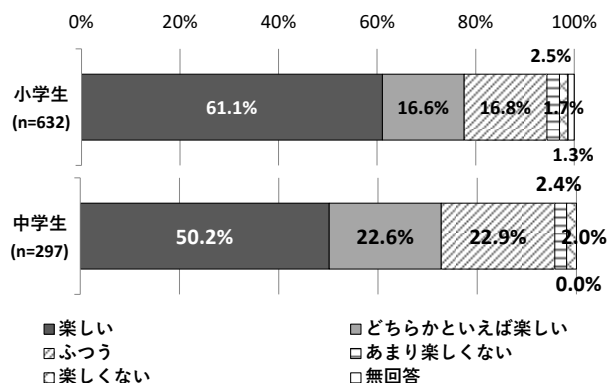
第1期計画では、児童生徒の自主性、自立性を育むため、「知・徳・体」を基本とした教育を推進しつつ、豊かな体験や経験づくりを充実し、主体的・対話的で深い学びを取り入れた教育を進めてきました。

一方で、この5年の間に、教育を取り巻く環境はさらに大きく変化しています。新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちの体験や交流等の機会が狭められ、数年間の停滞をもたらしました。一方で、自宅待機を余儀なくされる期間に、自宅での学習にも対応できるよう、1人1台の端末が整備され、学校における情報通信技術（ICT）の利用環境が大きく進展しました。

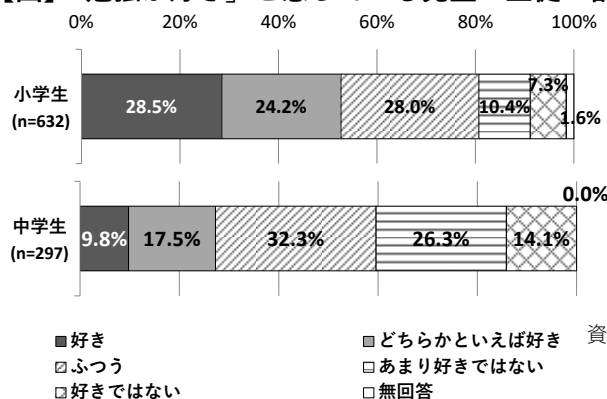
今後は、進展したICTの活用等により、児童生徒が個に応じた学びを深化させつつ、学校で多様な人と協働して学び、予測困難な社会を生き抜いていくための主体性や課題解決能力、創造性等を身につけていくことが重要となっています。

また、これからの社会では、身体的・精神的・社会的に幸せや生きがいを感じられる「ウェルビーイング（Well-being）」が重要とされています。児童生徒が成績を上げるだけの学習を目指すのではなく、学校生活を楽しく充実したものとしていけるよう、自己肯定感や達成感、社会に役立つ充足感等を大切にし、教育を支える教職員にとっても働き甲斐を感じられる環境としていく必要があります。

【図】「学校が楽しい」と感じている児童・生徒の割合



【図】「勉強が好き」と感じている児童・生徒の割合



資料) 第2期計画に関するアンケート調査 (令和5年)

■基本施策1で目指す姿

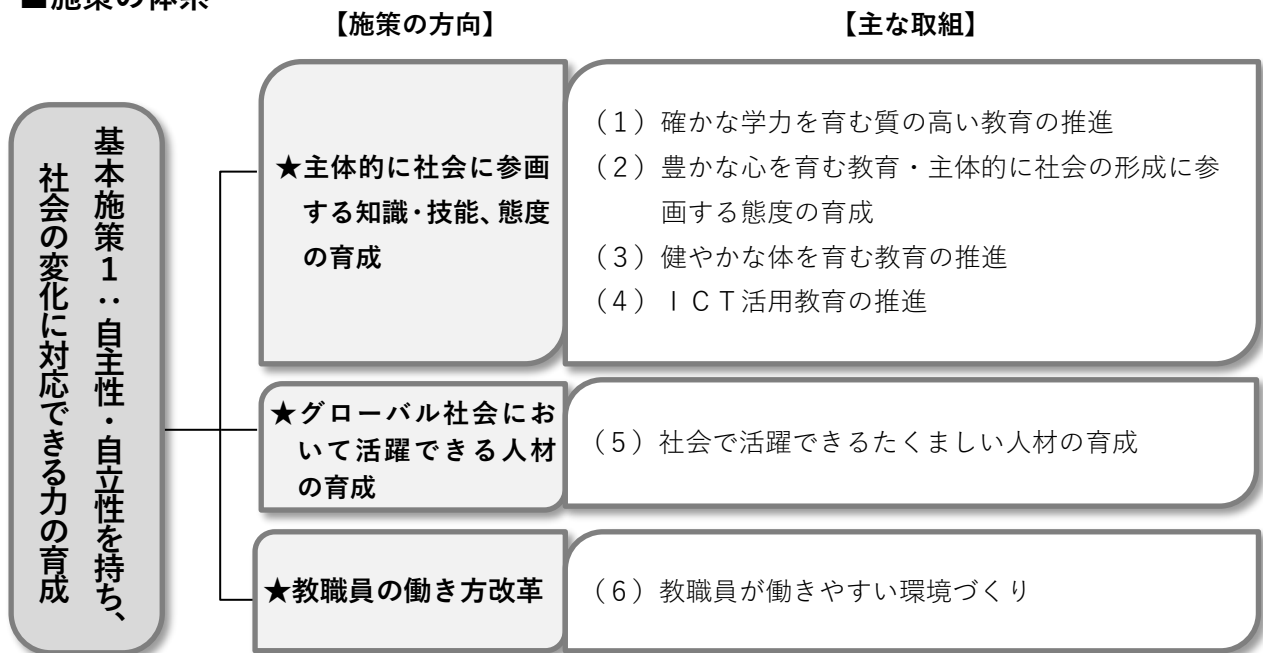
ICT環境を生かして個々の特性に合わせた学習が進化し、児童生徒が基礎的な学習能力に加え、自ら考え課題を解決しようとする自主性・自立性を身につけ、社会に参加する意識が育ち、身体的・精神的に充足して学校生活を楽んでいます。

■数値目標

指 標	参考値 (2017)	基準値 (2023)	目標値 (2028)
○「学校が楽しい*」と感じている児童・生徒の割合 ※「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」を合わせた割合	小学生：77.5% 中学生：77.6%	小学生：77.7% 中学生：72.8%	小学生：80%以上 ↑ 中学生：80%以上 ↓
○「勉強が好き*」と感じている児童・生徒の割合 ※「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた割合	小学生：52.0% 中学生：28.8%	小学生：52.7% 中学生：27.3%	小学生：60%以上 ↑ 中学生：40%以上 ↓
◎茨城県学力診断のためのテストにおける全学年、全教科の県の平均正答率	県平均を上回らない学年、教科がある	県平均を上回らない学年、教科がある	県平均を全学年、全教科で上回る →

→：前回と変化なし・維持傾向、↑：前回より上昇・増加傾向、↓：前回より下降・減少傾向  
◎教育・文化分野で目指す目標（総合計画後期基本計画） ○第2期計画で独自に設定した目標

■施策の体系



**施策の方向** ★主体的に社会に参画する知識・技能、態度の育成

**(1) 確かな学力を育む質の高い教育の推進**

主体的・対話的で深い学びを通じて、児童生徒の基礎的な学習能力に加え、自主性や自立性を育めるよう、質の高い教育を推進します。

**①取組方針**

児童生徒の基礎的な学習能力を育むため、一人一人に応じたきめ細やかな学習体制を充実します。また、これからの時代では文理に関わらず横断的な学びが必要とされることから、多くの児童生徒が苦手とする算数や数学について楽しさや学びを伝える学習を充実します。

また、授業において、児童生徒自身が能動的に考え学習する、主体的・対話的で深い学びを推進し、子どもたちの自主性・自立性を育みます。

**②具体的施策・事業**

施策1-1-1 基礎的な学習の充実	
▶	チーム・ティーチングや少人数指導等、児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導により、基礎的な学習を充実し、確かな学力の定着を図ります。
▶	児童生徒それぞれの習熟度や特性に応じた「個別最適な学び」*1と、他者と協働しながら取り組む「協働的な学び」*2を一体的に充実し、個々の資質や能力の育成を図ります。
【主な事業】	・非常勤講師配置事業 〈学校教育課〉 ・TT（チーム・ティーチング）配置事業 〈学校教育課〉

施策1-1-2 理数教育の充実	
▶	算数や数学について、基礎的な知識や技能の習得を図り、苦手意識の克服を目指すとともに、小・中学校の段階から理数分野の楽しさや学びを伝える学習を支援します。
【主な事業】	・「学びの広場サポートプラン事業」（県）の推進 〈学校教育指導室〉

施策1-1-3 子どもの自主性・自立性の育成	
▶	子どもの自主性や自立性を育めるよう、様々な教科の中で主体的、対話的で深い学び（アクティブラーニング等）を積極的に取り入れます。
【主な事業】	・体験活動の充実 〈学校教育指導室〉 ・調べ学習の実践推進 〈学校教育指導室〉 ・市学習指導研究発表会の開催 〈学校教育指導室〉

\*1 個別最適な学び：ICTを活用するなどして、児童生徒自身が自分に適した学び方を見つけ、主体的に学習を進めることを促進すること。

\*2 協働的な学び：探究的な学習や体験活動などを通じて、子ども同士で、あるいは他者と協働しながら、学習を進め、これからの時代に求められる資質・能力を身につけること。

## (2) 豊かな心を育む教育・主体的に社会の形成に参画する態度の育成

児童生徒が様々な経験を通じて、人に対する思いやりや配慮等の豊かな心を育むとともに、社会の形成に主体的に参画する態度や規範意識を養います。

### ①取組方針

児童生徒が社会の基礎的なルールを習得し、他人に対する思いやりや配慮をもって成長できるように、道徳教育や人権教育、読書習慣の推進により豊かな心を育みます。

また、児童生徒に対し、社会的課題への関心を高めるとともに、子どもたち自身が意見を表明する機会や課題解決の場を提供し、主体的に社会の形成に参画する意識や態度を育みます。

### ②具体的施策・事業

#### 施策1-2-1 道徳教育・人権教育の充実

- ▶ 児童生徒がより良く生きる力を育むため、子どもたちの発達段階を踏まえた道徳教育の充実を図ります。
- ▶ いじめ等の諸問題に対し、児童生徒が自主的に考える機会を設けます。
- ▶ 児童生徒が生命の尊さを実感し、優しさと思いやりのある心を体得できる指導や取組を進め、人権教育の推進を図ります。

【主な事業】 ・道徳教育研修事業 〈学校教育課〉  
 ・人権教育推進事業 〈生涯学習課〉

#### 施策1-2-2 読書活動の推進

- ▶ 情操教育の一環として、子どもの読書活動を推進し、心豊かな人間形成を目指すとともに、文章を正しく理解する読解力の向上や豊かに表現する力を養います。
- ▶ 学校と市立図書館が連携した校内図書館の維持管理や蔵書の充実など、児童生徒の読書環境の更なる向上に努めます。

【主な事業】 ・「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」(県)の活用 〈学校教育課〉  
 ・市立図書館による学校図書館支援事業 〈市立図書館、生涯学習課〉  
 ・子どもの読書活動推進事業 〈市立図書館、生涯学習課〉

#### 施策1-2-3 主体的に社会の形成に参画する態度の育成

- ▶ 児童生徒が課題を設定し、自ら考え、課題を解決する資質や能力を育成できるように、学級活動の工夫や学習指導の研究を行います。
- ▶ 子どもたちに関わるルールの制定や見直し等の過程に子どもたちが関わられるよう、意見表明や主体的な課題解決の機会を提供できるよう配慮します。

【主な事業】 ・市学習指導研究発表会の開催 〈学校教育指導室〉(※再掲)

### (3) 健やかな体を育む教育の推進

児童生徒が健康的な生活習慣や運動習慣を身につけ、基礎的な体力・運動能力を向上し、元気で健やかな体を育む教育を推進します。

#### ①取組方針

体育の授業や行事、部活動等を通じて、児童生徒の基礎的な体力や運動能力の向上を図ります。特に、本市特有の水辺空間を生かして、ボート教育を充実します。

また、児童生徒がかけがえのない自分の健康や命について学ぶことができるよう、健康教育を通じて、適切な生活習慣を指導する機会を充実します。

#### ②具体的施策・事業

##### 施策1-3-1 運動・スポーツによる体力・運動能力の向上

- 児童生徒が基礎的な体力や運動能力を身につけるため、体育の授業や体育的行事の一層の充実を図ります。
- 運動部活動の充実に向け、外部指導員として地域の人材活用等を段階的に導入します。
- 本市特有の水辺を生かした教育プログラムとして、中学校の授業やクラブ活動でのボート教育の充実を図ります。

【主な事業】 ・ボート体験教室の開催 〈学校教育課〉

##### 施策1-3-2 健康教育の充実

- 保健体育等の教科を通じて、児童生徒に心身の健康や安全についての知識を習得させるとともに、健康な生活習慣について指導します。
- 青少年育成団体等と連携して、喫煙、飲酒、薬物、オーバードーズ等に関する指導を継続的に行ないます。
- 給食を通じて、児童生徒の健康な食生活習慣の形成を図るため、栄養バランスのとれた食事内容や栄養指導などの食育を充実します。

【主な事業】 ・青少年育成事業 〈生涯学習課〉  
・「早寝早起き朝ごはん」運動推進事業 〈生涯学習課〉



## (4) ICT活用教育の推進

「1人1台端末」というICT環境を生かし、児童生徒の学びに積極的に活用して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実践し、教育の質の向上に取り組みます。

### ①取組方針

将来の超スマート社会（Society5.0）に向けて、デジタル活用を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成と、活用するうえでの情報モラル教育を推進します。

また、日々進化する技術に対応しつつ、子どもたちに適切な情報活用能力を育成するため、教職員の指導力向上を図ります。

### ②具体的施策・事業

#### 施策1-4-1 デジタル活用の推進

- ▶ 端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実践し、教育の質の向上を図るため、「1人1台端末」環境の維持・更新、教材・ソフトウェアの活用促進を図ります。
- ▶ オンラインを活用し、遠隔地との交流や授業等の取組を推進します。

【主な事業】 ・端末の更新事業 〈学校教育課〉

#### 施策1-4-2 情報活用能力の育成

- ▶ 整備されたデジタル環境を生かして、児童生徒に対し、学習の基盤として必須となる情報活用能力の育成を図ります。
- ▶ 情報技術を活用する際の態度やマナー、責任、真偽を見極める判断力等の情報モラル教育を推進します。

【主な事業】 ・ICT教育推進事業 〈学校教育課〉  
 ・プログラミング教育の実践推進 〈学校教育指導室〉  
 ・電子図書館事業 〈生涯学習課〉

#### 施策1-4-3 教職員の指導力向上

- ▶ 児童生徒の情報活用能力を育成するため、プログラミング教育の研修等、教職員のスキルアップを図ります。
- ▶ 専門性を有する外部人材による講習等の支援を検討します。

【主な事業】 ・ICT教育推進事業 〈学校教育課〉  
 ・プログラミング教育の実践推進 〈学校教育指導室〉

**施策の方向** ★グローバル社会において活躍できる人材の育成

**(5) 社会で活躍できるたくましい人材の育成**

児童生徒が、グローバル社会に対応できる基礎的な能力に加えて、思考力・判断力・表現力など社会的・職業的自立に向けた生きる力を身につけ、社会で活躍できるような教育を推進します。

**①取組方針**

児童生徒が日々変化する社会情勢に対応できるよう、国際化に対応する国際理解教育や語学教育の強化、情報化の進展に即した教育の情報化やICT化を進めます。

また、将来に向けて持続可能な環境について学ぶ機会を提供するとともに、地域社会と連携したキャリア教育や職業教育を充実し、子どもたちの経験や生きる力を育みます。

**②具体的施策・事業**

施策1-5-1 国際化教育の充実	
➤	A L Tの活用等により、国際化に対応した外国語教育の充実を図ります。
➤	総合的な学習の時間等を活用した国際理解教育に取り組み、市内関係団体等と連携した国際交流活動を推進します。
【主な事業】	・英語指導助手招致事業（A L T） 〈学校教育課〉 ・中学生海外研修等 〈学校教育課〉 ・国際交流推進事業 〈観光商工課〉

施策1-5-2 持続可能な社会をつくるための教育の推進	
➤	子どもたちが現代の社会課題について学び、自分のこととして捉える能力を身につけられるよう、SDGs等の社会課題をテーマとした分野横断的な学びを推進します。
➤	潮来特有の自然環境や水辺環境の大切さ、地球環境保全への取組の重要性を理解するための身近な環境を生かした学習プログラムを充実します。
【主な事業】	・副読本等を活用した環境学習推進事業 〈環境課〉 ・身近な自然を活用した環境学習の実践 〈環境課〉

施策1-5-3 キャリア教育の推進	
➤	児童生徒が将来に向けた職業選択の幅や視野を広げるため、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、地域や企業と連携して体験的な学習を推進します。
【主な事業】	・地域人材活用事業 〈学校教育課〉 ・地元企業等と連携した職場体験活動推進事業 〈学校教育課〉 ・青少年育成活動事業 〈生涯学習課〉 ・アスリートによるキャリア教育事業 〈生涯学習課〉

**施策の方向 教職員の働き方改革**

**(6) 教職員が働きやすい環境づくり**

教員の負担を軽減し、児童生徒一人一人と向き合う時間の確保や指導力の向上が図れるよう、学校運営や業務の効率化、教員の働き方改革を進めます。

**①取組方針**

研修等により、教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、幅広い教育の展開を支援するため、様々な分野の地域人材や外部人材の活用を推進します。

また、教員が本来の教育に集中し、子どもと向き合える時間を確保するため、会議時間の短縮やデジタル活用等による学校運営の効率化や教員の働き方改革を推進します。

**②具体的施策・事業**

<b>施策1-6-1 教職員の資質・指導力向上</b>	
▶	児童生徒を指導する教職員の資質や指導力の向上を図るため、各種研修の充実や学校への訪問指導を実施します。
【主な事業】	・学校訪問指導の実施 〈学校教育指導室〉 ・教職員各種研修事業 〈学校教育指導室〉
<b>施策1-6-2 地域人材・外部人材の活用推進</b>	
▶	児童生徒に学ばせたいテーマや教職員が入手したい知識・技能に合わせて、地域の人材や企業等の様々な専門家に依頼しやすいよう、地域人材バンクの構築や人材のコーディネートを図ります。
【主な事業】	・地域教育人材バンク事業 〈学校教育課〉 ・潮来市文化協会講師派遣事業 〈生涯学習課〉
<b>施策1-6-3 学校運営の効率化の推進</b>	
▶	デジタル活用の推進による事務作業の効率化、組織や会議の適正化、校内ネットワークの活用等により、学校運営の効率化を図ります。
【主な事業】	・学校共同事務推進事業 〈学校教育課〉
<b>施策1-6-4 教職員の働き方改革、負担軽減</b>	
▶	業務の役割分担と適正化、組織運営体制の見直し等を進めるとともに、教職員の勤務時間に関する意識改革や学校評価と連動した業務改善等の取組を図ります。
▶	保護者や地域の理解の促進、教員のメンタルヘルスケア、若手職員のサポート等、教職員の働きやすい環境づくりを支援します。
【主な事業】	・学校共同事務推進事業 〈学校教育課〉 ・学校閉庁日の実施 〈学校教育指導室〉

## 基本施策2：子どもたちの学習環境の整備

### ■第1期の取組と課題

第1期計画では、少子化が進行する中、児童生徒の教育環境を良好に維持していくため、教育相談やいじめ・不登校対策等の教育支援環境の充実や、学校施設・通学、防災等の安全対策の充実に加えて、学校適正化に基づく統廃合に取り組んできました。

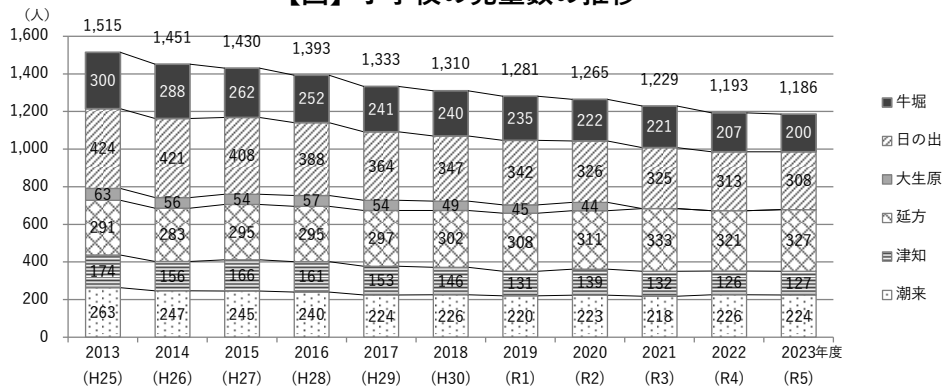
一方、コロナ禍では、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、心のケアも課題となりました。ポストコロナにおいても、児童生徒の誰もが安心して学校生活を送れるよう、切れ目のない支援を行っていくことが必要となっています。

また、この5年間でさらに少子化が進んだことに加え、周辺での県立中高一貫校の開校により市外への通学者が増加し、2023年度（令和5年度）には、小学校の児童数が1,186人、中学校の生徒数が578人にまで減少しています。そのため、子どもたちの学習環境の安全性や快適性を確保しつつ、学校の連携や更なる適正化への取組が必要とされています。

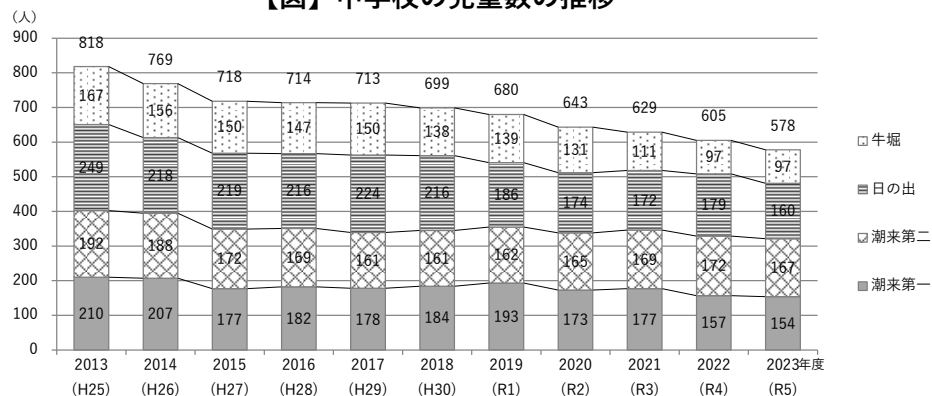
さらに、社会のデジタル化は大きく進展し、学校におけるICT環境の充実も必須となっています。教育データの活用や校務のデジタル化により、効率的で効果的な学習指導や学校運営に取り組む必要があり、これに伴うセキュリティ対策等も必要です。

学校給食については、給食センターの建物や設備の老朽化が課題となっており、引き続き子どもたちに安全・安心な学校給食を提供するため、老朽化対策の検討が急務となっています。

【図】小学校の児童数の推移



【図】中学校の児童数の推移

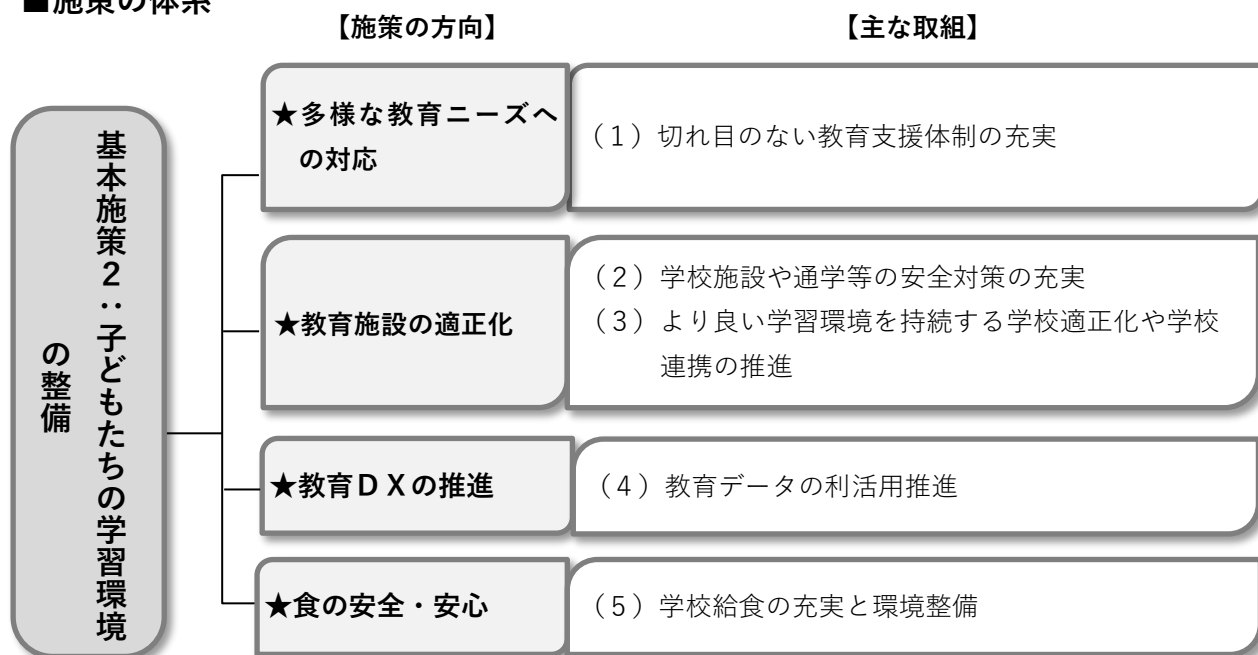


上記資料) 2013～2019年度：県内市町村等教育委員会・学校データ  
2020～2023年度：潮来市教育委員会

■基本施策2で目指す姿

児童生徒の誰もが必要な支援を受けられる教育支援体制の充実や学校施設の適正化が進み、より良い学習環境が整い、時代に即したデジタル環境の整備や安全・安心な学校給食の提供が行われています。

■施策の体系



■数値目標

指 標	参考値 (2017)	基準値 (2023)	目標値 (2028)
○「学校が楽しい <sup>*</sup> 」と感じている児童・生徒の割合【再掲】 ※「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」を合わせた割合	小学生：77.5% 中学生：77.6%	小学生：77.7% 中学生：72.8%	小学生：80%以上 ↑ 中学生：80%以上 ↑
○心配ごとや悩み、不安がある <sup>*</sup> 児童・生徒の割合 ※「ある」と「少しある」を合わせた割合	小学生：35.9% 中学生：49.5%	小学生：26.8% 中学生：42.1%	小学生：20%以下 ↓ 中学生：30%以下 ↓
◎市内小中学校の給食における地元産品の品目（年間使用品目）	9品目	16品目	25品目 ↑

**施策の方向** ★多様な教育ニーズへの対応

**(1) 切れ目のない教育支援体制の充実**

様々な悩みや不安を抱える児童生徒や保護者が気軽に相談でき、安心して学校生活を送れるよう切れ目のない教育支援の充実を図ります。

**①取組方針**

児童生徒や保護者が悩みや不安を気軽に相談できるよう、学校、教育委員会、教育支援センターが連携して教育相談体制の充実や学校でのいじめや不登校等への対策を充実します。

また、学校生活や学習上の困難を抱える児童生徒に対して、個に応じた指導・支援体制を充実するとともに、日常から子どもたちの心のケアを行い、切れ目なく支援します。

**②具体的施策・事業**

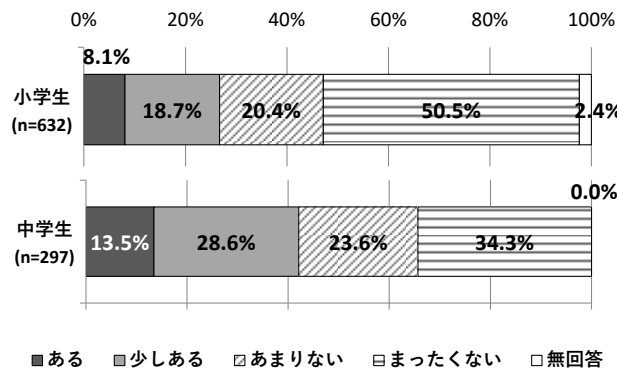
施策2-1-1 教育相談体制の充実	
➤	学校、教育委員会、教育支援センターの連携により、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整えます。
➤	保護者や教職員に対する講習会や研修を定期的実施し、いじめや不登校等の問題を未然に防ぐ対策に取り組みます。
【主な事業】	・教育相談事業 〈学校教育課〉 ・就学支援相談員配置事業 〈学校教育課〉

施策2-1-2 いじめ・不登校対策の充実	
➤	教育支援センター「のびのびルーム」の充実等により、いじめや不登校等からの学校への復帰や子どもの自立を支援します。
➤	教育相談の充実に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の積極的・効果的な活用と関係機関との連携を図ります。
【主な事業】	・教育支援センター事業 のびのびルーム 〈学校教育課〉 ・いじめ防止対策事業 〈学校教育指導室〉 ・指定校変更等相談事業 〈学校教育指導室〉

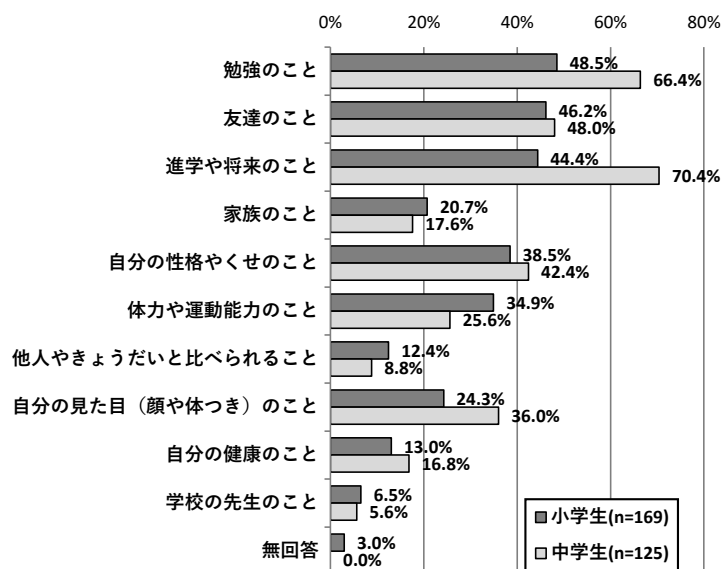
施策2-1-3 個に応じた指導・支援体制の充実	
➤	学校生活や学習上の困難に対する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行います。
➤	国籍の違い等に関わらず、児童生徒が良好な人間関係を築き、学校生活を楽しく過ごしていけるよう支援します。
【主な事業】	・県事業と連携した児童生徒相談の実施 〈学校教育指導室〉

施策2-1-4 メンタルヘルスケアの推進	
➤	学校と保護者が連携して、日常における児童生徒の健康観察や正しい知識の普及啓発を進め、子どもの変化にいち早く気付く体制を整えます。
➤	ストレスを抱えた子どもの心のケアに向けて、スクールカウンセラー等の配置や専門機関との連携などに努めます。
【主な事業】	・スクールカウンセラー派遣事業 〈学校教育課〉 ・教育心理テストの実施 〈学校教育課〉

【図】 心配ごとや悩み、不安を持つ児童・生徒の割合



【図】 児童・生徒の心配ごとや悩み、不安の内容



上記資料) 第2期計画に関するアンケート調査  
(令和5年)

施策の方向 ★教育施設の適正化

(2) 学校施設や通学等の安全対策の充実

児童生徒が安心して快適に学校生活を送ることができるよう、学校の防災体制や学校施設の保全、通学路等の安全対策を充実します。

①取組方針

学校長寿命化計画を踏まえて、長期的な視点で施設の長寿命化や維持管理を図るとともに、近年の気温上昇による暑さ対策や災害時にも児童生徒の安全性を十分に確保できるよう、防災体制の強化を図ります。

また、児童生徒が安心して通学できるよう、交通安全対策や防犯対策を充実します。

②具体的施策・事業

施策2-2-1 学校施設の安全対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校適正化計画や学校長寿命化計画を踏まえて、事後的な補修管理から計画的な保全型管理への転換を図ります。</li> <li>▶ 施設の適正化や、教室・設備等の充実に向けて、図面や改修履歴等の電子データ化、情報の共有化を図ります。</li> <li>▶ 熱中症を予防するための気温や湿度など環境条件に配慮した活動や、教室等の温度管理、水分補給などの対策を講じます。</li> </ul>	
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設長寿命化計画の策定 〈学校教育課〉</li> <li>・施設の計画保全、保全情報の一元管理 〈財政課〉</li> </ul>

施策2-2-2 通学の安全対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 児童生徒の通学時や休日の交通事故、犯罪等を防ぐため、交通安全教室の実施や交通安全施設の整備、地域と連携した防犯パトロールの実施や防犯灯の整備を推進します。</li> <li>▶ 遠距離通学の児童に対し、通学の負担軽減策を検討します。</li> </ul>	
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス運行事業 〈学校教育課〉</li> <li>・交通安全（防犯）教室実施事業 〈総務課〉</li> <li>・交通安全施設整備事業 〈総務課〉</li> <li>・防犯灯整備事業 〈総務課〉</li> <li>・防犯パトロール実施事業 〈総務課〉</li> <li>・主要道路等整備事業 〈都市建設課〉</li> </ul>

施策2-2-3 学校防災体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校の防災体制を強化するため、地域と連携して防災教育や防災訓練を定期的実施するとともに、避難所としての防災機能の充実を図ります。</li> </ul>	
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育推進事業 〈総務課〉</li> <li>・防災訓練実施事業 〈総務課〉</li> </ul>



### (3) より良い学習環境を持続する学校適正化や学校連携の推進

児童生徒が適正な環境で教育を受けられるよう、より良い学習環境を持続するための学校の適正配置や学校の連携を推進します。

#### ①取組方針

今後、第2期学校適正化計画を踏まえて、学校の適正規模化や適正配置を推進します。

また、就学前から中学校までの学校の連携により、子どもたちの進級時におけるスムーズな移行や学習環境の充実を図ります。

#### ②具体的施策・事業

##### 施策2-3-1 学校適正化の推進

- 市内小中学校の適正規模や適正配置を定めた「第2期潮来市学校適正化計画」に基づき、学校、家庭、地域と行政が協力して学校適正化を推進します。
- 学校適正化にあたっては、児童生徒の通学区域の広域化や教育環境の変化に対して、十分に配慮して進めます。

【主な事業】 ・学校適正化事業 〈学校教育課〉  
・施設の計画保全、保全情報の一元管理の実施 〈財政課〉

##### 施策2-3-2 学校等連携の推進

- 就学前から中学校までの連続的な学びを支援するための保幼小中連携を推進します。
- 将来の適正化を見据えて、市内の学校同士の合同授業や交流活動、教員の研修等の連携を推進します。

【主な事業】 ・保幼小連携事業 〈学校教育課〉

施策の方向 ★教育DXの推進

## (4) 教育データの利活用推進

「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現に向けて、教育のデジタル化を進めるため、教育データの利活用が可能な環境の整備やルールづくりを進めます。

### ①取組方針

新たなICT活用時代の到来に向けて、様々な教育データを活用し、効率的かつ効果的な教育や学校運営ができるよう、学校や行政、家庭等での情報共有を可能とするデータ利活用環境の整備・強化を進めます。

また、教育データの利活用の推進に伴い、管理・運用ルールの徹底や情報セキュリティの強化に取り組みます。

### ②具体的施策・事業

#### 施策2-4-1 学校・行政等のデータ利活用環境の整備

- これまでの紙媒体から、学校や児童生徒の属性、学習内容等のデジタルデータ化を図り、学校や行政、家庭等での教育データの利活用を推進します。
- 教育データの利活用を推進するため、学校のネットワーク環境の改善、児童生徒の端末更新、及び教職員向けのICT環境の整備等に計画的に取り組みます。
- 教職員の業務負担を軽減するため、校務支援システムの整備・維持管理を進めます。

【主な事業】 ・端末の更新事業 〈学校教育課〉  
 ・校務支援システムの整備・維持管理 〈学校教育課〉

#### 施策2-4-2 教育データ利活用のルールの徹底

- 児童生徒の1人1台端末を運用するにあたり、学校や保護者に対し、安全・安心に端末を取り扱うための管理・運用ルールの啓発を図ります。
- データの利活用之际し、個人情報の保護の徹底や、教育情報のセキュリティを高めるための必要なネット環境の改善等に取り組みます。

【主な事業】 ・端末利用のガイドライン整備 〈学校教育課〉

## 施策の方向

## ★食の安全・安心

## (5) 学校給食の充実と環境整備

児童生徒が引き続き栄養バランスのとれた安全な学校給食を摂取できるよう、学校給食の充実と環境整備を図るとともに、給食を通じた食育を推進します。

## ①取組方針

成長期にある児童生徒が、衛生的で栄養バランスのとれた安全な給食を摂取することができるよう、学校給食センターの環境整備を図ります。

また、児童生徒が正しい食習慣や地域の食文化について学ぶことができるよう、給食指導を通じた食育の充実を図ります。

## ②具体的施策・事業

## 施策2-5-1 学校給食センターの環境改善

- ▶ 衛生的で安全な給食を安定的に提供することができるよう、献立の充実や食材の安全確保、衛生管理の徹底等を図ります。
- ▶ 給食センターの設備の改善や建物の改修に取り組みます。さらに、給食センターの運営等についても、民設民営など検討してまいります。

【主な事業】 ・給食センターの環境整備事業 〈給食センター〉

## 施策2-5-2 学校給食を通じた食育の充実

- ▶ 学校給食を通じて児童生徒が望ましい食習慣や食に対する正しい知識を身につけることができるよう、栄養指導の実施や保護者に対する啓発等を推進します。
- ▶ 地元食材を生かした給食の提供を推進します。

【主な事業】 ・管理栄養士による栄養指導の実施 〈給食センター〉  
・保護者への啓発活動の実施 〈給食センター〉

## 基本施策3：みんなが参加し学びを支える環境づくり

### ■第1期の取組と新たな課題

第1期計画では、子どもたちの成長を学校、家庭、地域が連携して支えていくことを目指して、就学前の子どもに向けた教育の充実、家庭の教育力の向上、青少年育成活動や相談体制の充実、学校と地域との連携による学校運営や体験活動の充実等に取り組んできました。

就学前教育については、2020年（令和2年）4月に公立幼児施設3園（潮来保育所・延方幼稚園・うしぼり幼稚園）を統合再編し、公立幼保連携型認定こども園の「潮来市立あやめこども園」となり、そのほか、市内の保育施設として、私立の認定こども園が8園となっています。今後は、子どもたちの伸びやかな成長を支える就学前教育の充実を図るとともに、小学校と連携し、就学後につなぐ切れ目のない教育を進めることが必要となっています。

家庭教育については、コロナ禍で、外出自粛等による保護者の子育ての負担感や不安感の増加、保護者同士の意見交換や交流の場の減少、自宅にいる子どもたちの生活習慣の乱れ等が課題となりました。加えて、コロナ禍は家庭生活や経済面に大きな変化や格差をもたらしたことから、子どもたちが家庭の貧困や家族の状況等に左右されず、誰でも安心して学べる環境を整えることが必要となっています。また、様々な状況に置かれた子どもや家庭に対し、学校、行政、地域、青少年育成等の各種団体、NPO、企業等の様々な人々が参加して、学びを支える体制を整えていくことが必要となっています。

特に、中学校の部活動については、生徒数の減少による部活動メニューの縮小化、教員業務の負担減等への対応が急務となっています。国では公立中学校の休日の部活動を2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までの3年間で段階的に地域連携・地域移行を図るとしており、本市においても部活動の段階的な地域連携・地域移行への取組を検討することが必要となっています。

【図】児童生徒と保護者の地域との関わりの状況

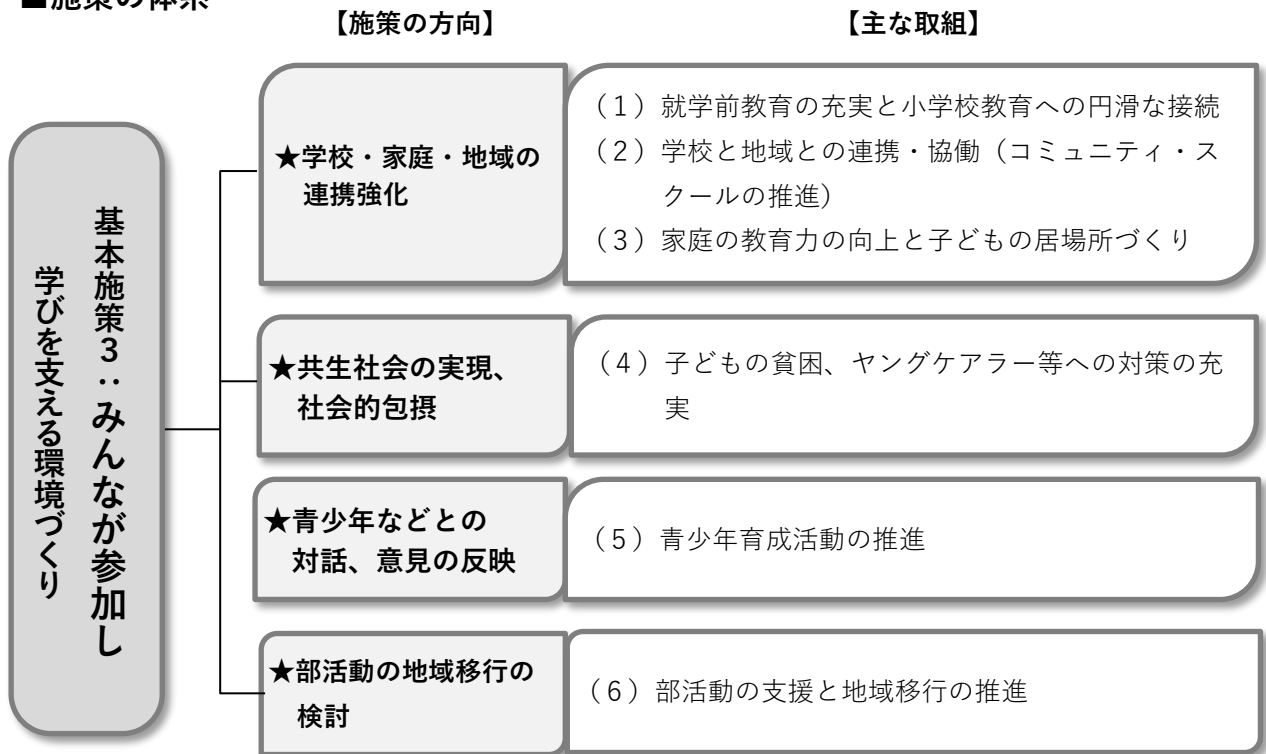
	小学生 (n=632)	中学生 (n=297)	保護者 (n=355)
まわりの人にあいさつをする	67.1%	51.9%	72.4%
近所の人と会話をする	25.6%	2.7%	36.1%
地域のお祭りなどに参加する	46.5%	14.8%	36.6%
子ども会に参加する	32.6%	0.0%	41.1%
地域の運動会に参加する	29.4%	5.7%	34.6%
防災訓練に参加する	7.6%	0.0%	7.9%
清掃や花植えなどに参加する	6.3%	1.0%	13.2%
スポーツ活動や文化活動に参加する	15.3%	3.4%	16.1%
悩みごとがあるときにまわりの人に相談する	5.9%	0.0%	2.3%
その他	0.3%	0.3%	0.0%
特にない	11.2%	19.2%	13.2%
無回答	3.2%	1.0%	1.7%

資料) 第2期計画に関するアンケート調査  
(令和5年)

■基本施策3で目指す姿

家庭や学校、地域、団体、企業等の様々な立場の人々が、子育てや家庭教育、青少年育成、部活動等の場面で子どもの学びを支える環境づくりに参加し、家庭環境や経済状況等に左右されず、子どもたちが自らの意思で生き活きと活動し、成長できる環境が整っています。

■施策の体系



■数値目標

指標	参考値 (2017)	基準値 (2023)	目標値 (2028)
○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入数	0校	1校	↑ 全ての学校
◎家庭教育学級参加者数	1,041人／年 (2018年度)	710人／年	↓ 1,000人／年
◎青少年相談員によるパトロール活動回数	13回 (2018年度)	13回	→ 15回

**施策の方向** ★学校・家庭・地域の連携強化

**(1) 就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続**

就学前児童の状況や多様化する保育ニーズに応じて、教育の充実と質の向上を図るとともに、認定こども園と小学校により切れ目のない支援を充実します。

**①取組方針**

保育ニーズの多様化に対応しつつ、子ども一人一人の状況に応じた就学前教育が提供できるよう、就学前教育環境の充実や体験・交流活動を通じた情操教育の充実を図ります。

また、小学校への円滑な接続が図れるよう、認定こども園、小学校が連携して就学支援を図るとともに、配慮が必要な未就学児への支援体制を充実します。

**②具体的施策・事業**

<b>施策3-1-1 就学前教育環境の充実</b>	
▶	市立認定こども園における教育の充実と質の向上を図るとともに、市内の民間の認定こども園との連携を進め、市全体で就学前教育環境の充実を図ります。
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立認定こども園の運営 〈子育て支援課〉</li> <li>・第3期子ども・子育て事業計画及びこども計画の策定 〈子育て支援課〉</li> <li>・訪問型家庭教育支援事業 〈生涯学習課〉</li> </ul>

<b>施策3-1-2 小学校教育との円滑な接続</b>	
▶	就学支援相談員の配置等により、就学前の子どもや保護者に対する切れ目のない支援を実施し、小学校への円滑な接続を図ります。
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保幼小連携事業・接続カリキュラム 〈学校教育課、子育て支援課〉</li> <li>・就学支援相談員配置事業 〈学校教育課〉</li> </ul>

<b>施策3-1-3 個に応じた支援体制の充実</b>	
▶	特に配慮が必要な子どもに対して、保健センター等の関係機関と連携した相談体制の強化や支援体制の充実を図ります。
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員配置事業 〈学校教育課〉</li> <li>・就学相談事業 〈学校教育課〉</li> <li>・移動発達相談事業 〈子育て支援課〉</li> <li>・幼児教室の実施 〈子育て支援課〉</li> <li>・個別相談事業 〈かすみ保健福祉センター〉</li> <li>・巡回支援専門員整備事業 〈社会福祉課〉</li> </ul>

<b>施策3-1-4 地域と連携した情操教育の充実</b>	
▶	地域と連携した体験活動や高齢者との交流ふれあい等を充実し、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培います。
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館での体験講座の実施 〈生涯学習課〉</li> <li>・高齢者と子どものふれあい事業 〈高齢福祉課〉</li> </ul>



### (3) 家庭の教育力の向上と子どもの居場所づくり

子どもたちが各家庭において適切な生活習慣を身につけることができるよう、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの居場所づくりを充実します。

#### ①取組方針

保護者が子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育ができるよう、親の学びの場の提供や相談体制の充実を図ります。

また、子どもたちが発達段階に応じて、学校や家庭以外でも安心して過ごすことができるよう、学校や地域等が連携して子どもの居場所づくりの充実を図ります。

#### ②具体的施策・事業

##### 施策3-3-1 家庭教育支援の推進

- ▶ 地域の中で家庭教育をリードする人材を育成し、家庭教育の推進を図ります。
- ▶ 教育支援センターやPTAと連携して研修会を実施し、家庭での子どもとの関わり方や家庭教育に関する学習の機会の場を提供することで、家庭の教育力向上を図ります。
- ▶ 保護者同士の交流の場や相談体制を充実し、子育ての悩みや心配事の解消を図ります。

- 【主な事業】
- ・家庭教育学級推進事業 〈生涯学習課〉
  - ・子育てに関する情報提供 〈子育て支援課〉
  - ・子育て広場の実施 〈子育て支援課〉
  - ・訪問型家庭教育支援事業 〈生涯学習課〉

##### 施策3-3-2 子どもの居場所づくり

- ▶ 放課後や週末、長期休業期間中等において、子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、公民館や図書館等での体験講座、学習の場の充実や、放課後学童クラブ、放課後子ども教室等の充実を図ります。
- ▶ 高校生や中学生などの青年期の子どもたちについては、子どもたち自身と話し合い、学校や家庭以外に過ごせる交流の場や学習の場づくりを検討していきます。

- 【主な事業】
- ・放課後学童クラブの運営 〈子育て支援課〉
  - ・学習支援事業「まなびルーム」 〈生涯学習課〉



**施策の方向** ★共生社会の実現、社会的包摂

**(4) 子どもの貧困、ヤングケアラー等への対策の充実**

全ての児童生徒が、家庭環境や経済的状況に左右されることなく、必要とする学習を受けられるよう、学習機会の提供と支援体制の充実を図ります。

**①取組方針**

経済的困難を抱える家庭においても子どもたちが必要な学習を継続的に受けることができるよう、保護者の負担軽減を図るとともに、児童生徒が必要な学力を身につけることができるよう、学習支援をはじめとする教育支援活動を充実します。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて、支援対策に取り組みます。

**②具体的施策・事業**
**施策3-4-1 経済的支援体制の充実**

- 経済的困難を抱える家庭に対し、ひとり親家庭への生活支援や子どもの医療福祉費の軽減、給食費の無償化等、子育てに対する経済的支援体制を充実します。

- 【主な事業】
- ・就学援助事業 〈学校教育課〉
  - ・ひとり親家庭への生活・自立支援事業 〈子育て支援課〉
  - ・医療福祉事業（マル福） 〈市民課〉
  - ・給食費無償化事業 〈給食センター〉

**施策3-4-2 学習支援体制の充実**

- 児童生徒が学習習慣を身につけ、基礎学力の向上等を図ることができるよう、学習支援体制を充実します。

- 【主な事業】
- ・放課後学童クラブ等への出前図書館の実施 〈市立図書館〉
  - ・公民館を中継地とした図書の搬送の実施 〈市立図書館〉

**施策3-4-3 ヤングケアラー対策の検討**

- 家族が抱える課題やヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、教育だけでなく、福祉、介護、医療に関わる関係機関や団体が連携した対策を検討します。
- 子ども本人や家族、周辺の大人の気づきを促すため、ヤングケアラーについて認知度を向上するための広報・啓発を図ります。

- 【主な事業】
- ・ヤングケアラー対策事業 〈社会福祉課、子育て支援課〉

**施策の方向** ★青少年などとの対話、意見の反映

**(5) 青少年育成活動の推進**

青少年が家庭や学校、地域に見守られながら健やかに成長できるよう、青少年健全育成活動の推進や相談体制の充実を図ります。

**①取組方針**

青少年が健やかに成長できるよう、青少年健全育成活動の推進や相談体制の充実を図るとともに、情報社会の進展や青少年の行動の広域化等に対応した活動の充実を図ります。

また、青少年が地域社会の中で自主的・主体的に成長していけるよう、青少年自身との対話により、社会参加機会の充実を図ります。

**②具体的施策・事業**

施策3-5-1 青少年健全育成の啓発と社会情勢に対応した活動の推進	
➤	学校や家庭、地域、青少年関係団体等が連携し、青少年の健全育成に向けたあいさつ運動や環境浄化活動、広報・啓発活動等を推進します。
➤	学校と連携し、メディア指導、情報モラル研修、薬物乱用防止教室等の充実を図ります。
【主な事業】	・青少年育成事業 〈生涯学習課〉 ・社会環境整備活動推進事業 〈生涯学習課〉 ・マナーアップキャンペーン推進事業 〈生涯学習課〉 ・潮来市青少年のつどいの開催 〈生涯学習課〉

施策3-5-2 青少年の社会参加機会の充実	
➤	地域や青少年活動団体と連携し、清掃活動、ボランティア活動、体験・交流活動等を充実し、青少年の参加を促進します。
➤	青少年が社会活動に参加しやすいよう、青少年との対話の機会を持ち、活動したい内容や居場所、必要な支援等を探ります。
【主な事業】	・青少年育成事業 〈生涯学習課〉

施策3-5-3 青少年相談体制の充実	
➤	複雑化・多様化する青少年育成の課題に対し的確に対応できるよう、相談員のスキルアップ研修や情報交換を定期的に行い、青少年相談体制の充実を図ります。
【主な事業】	・青少年育成事業 〈生涯学習課〉

施策の方向

★部活動の地域移行の検討

(6) 部活動の支援と地域移行の推進

部活動の維持・活性化を図るため、市内中学校に対して部活動改革の推進や人的支援等の環境整備を行うとともに、部活動の地域連携・地域移行に向けた取組を段階的に進めます。

①取組方針

部活動の目的は、生徒の個性を伸ばし学校生活をより楽しいものにすることや、集団活動を通して生徒が自主性、社会性、豊かな人間性を育むことなどです。このため、少子化が進行する中でも、部活動が維持・活性化できるよう、部活動の環境整備に取り組みます。

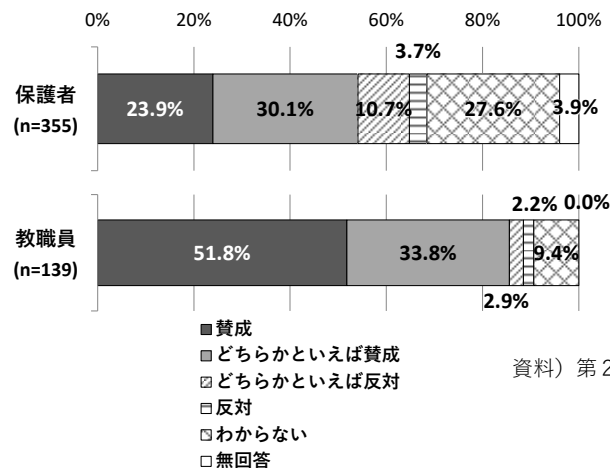
また、将来に向けて、学校と保護者、スポーツ・文化団体等が連携・協力する体制を整え、段階的な地域連携・地域移行を推進します。

②具体的施策・事業

施策3-6-1 部活動の環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中学校部活動について、生徒が健やかな心や体を育み、活動を楽しめるよう、心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶、休養日の設定等を図ります。</li> <li>➤ 部活動指導員や外部指導者等の人的なサポートを行うとともに、学校同士が連携して合同部活動に取り組むなど、部活動の維持・活性化を図ります。</li> </ul>	
【主な事業】	・中学校部活動改革の推進 〈学校教育指導室、生涯学習課〉

施策3-6-2 部活動の地域連携・地域移行の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保護者の協力のもと、学校と地域のスポーツ・文化団体等が連携・協力して、部活動の環境整備を進めます。</li> <li>➤ まずは休日の部活動を中心に、活動団体の受け入れ態勢等に応じて、段階的に地域連携・地域移行の検討を進めます。</li> </ul>	
【主な事業】	・外部指導員の育成・確保 〈生涯学習課、学校教育課〉

【図】部活動の地域移行に対する保護者・教職員の意向



資料) 第2期計画に関するアンケート調査 (令和5年)

## 基本施策 4：生涯にわたり学び活躍できる場の充実

### ■第1期の取組と新たな課題

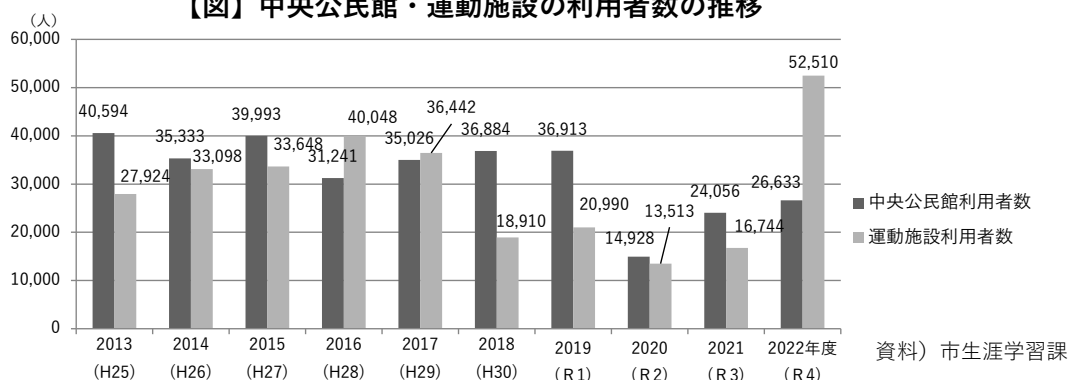
第1期計画では、市民が生きがいを持ち、活躍できるまちづくりを進めるため、中央公民館や地区公民館、市立図書館を拠点として、市民の生涯学習機会の充実や人材の育成、学習成果の活用等に取り組んできました。

また、市民の健康長寿を支えるため、「市民一人1スポーツ」の推進、水辺やサッカー等を生かしたスポーツの推進とともに、2019年（令和元年）9月に開催された「いきいき茨城ゆめ国体2019」、コロナ禍の2021年7～8月に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」といった一大イベントを契機としたスポーツの振興やホストタウン活動に取り組みました。

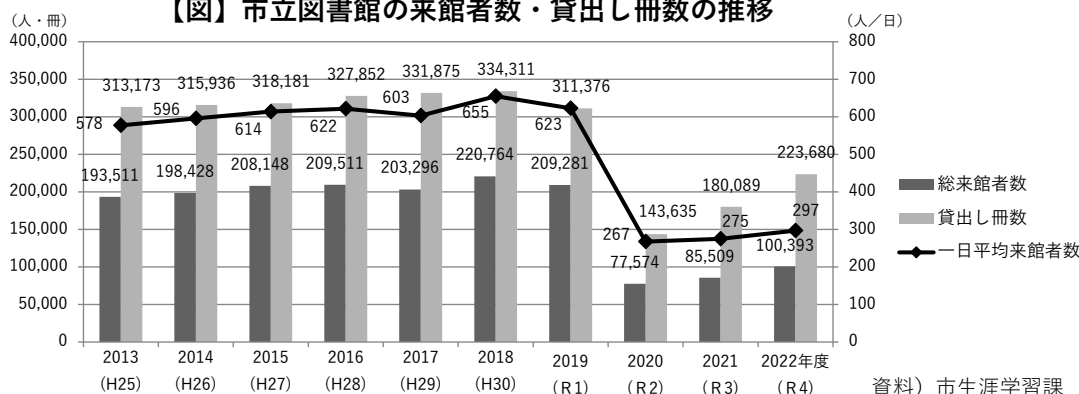
第1期の5年間では、生涯学習活動を取り巻く状況も大きく変化しました。コロナ禍で接触や密を避けなければならない状況の中で、これまでのように集まって行う活動が困難となり、公民館や図書館の利用も大きく減少する一方で、電子図書館の利用等はある程度定着しました。今後は、人口減少や高齢化、施設の老朽化等に対し、子どもや若者・子育て層等の新たなニーズや活躍の場を掘り起し、将来に向けて、ICTを活用したサービスや学習機会の充実、他の公共施設も含めた使い方や整備等のビジョンを検討していく必要があります。

また、人生100年時代に向けて、心と体の健康を適切に管理することが必要となっており、日常生活の中で市民の意欲や元気を高めるスポーツ・レクリエーション活動の推進がますます重要となっています。

【図】中央公民館・運動施設の利用者数の推移



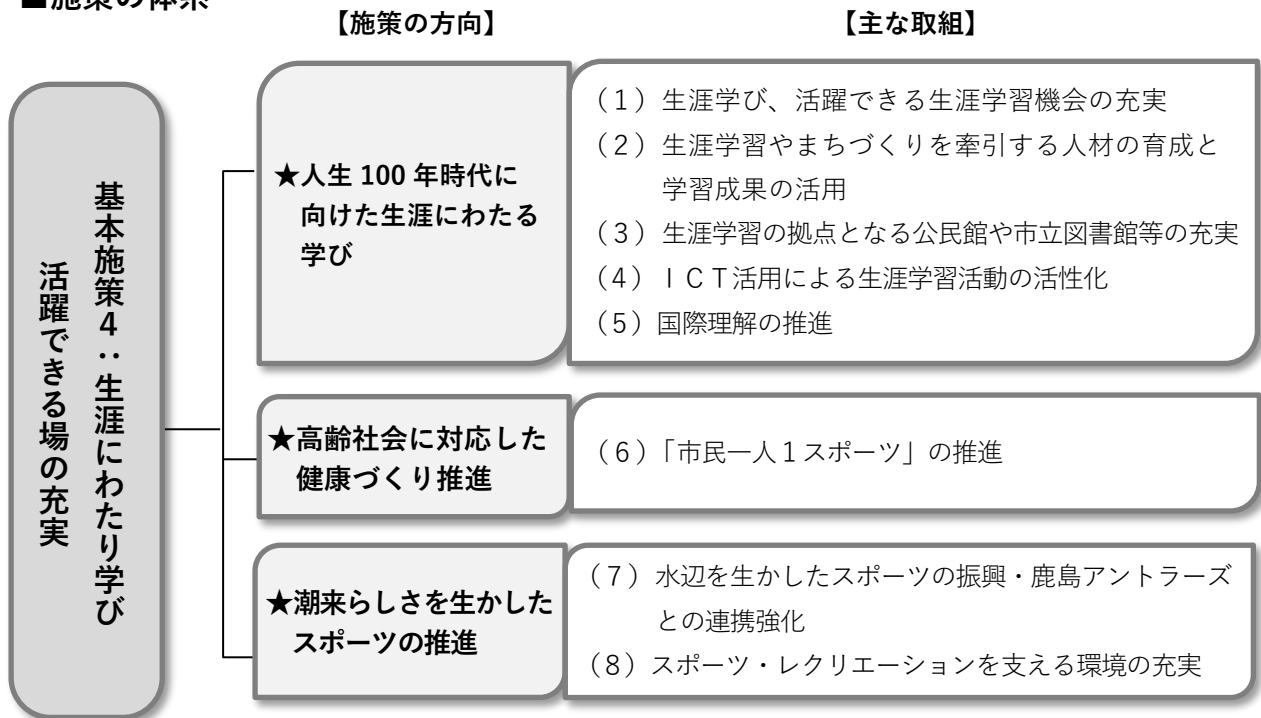
【図】市立図書館の来館者数・貸出し冊数の推移



■基本施策4で目指す姿

子どもや若者、社会人、高齢者等の多様な市民が自分の特性やライフステージに合わせて、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動にいつでも取り組める機会が充実し、人生を豊かにするための学びや地域社会での活躍が活発化しています。

■施策の体系



■数値目標

指 標	参考値 (2017)	基準値 (2023)		目標値 (2028)	
◎公民館の利用者数（※地区公民館含む ※体育施設を除く）	94,603 人／年	66,072 人／年	↓	99,300 人／年	↑
◎各種講座の市民講師の登録者数	17 人	18 人	↑	20 人	↑
◎図書館来館者数（※電子図書館含む）	203,296 人／年	84,651 人／年	↓	215,000 人／年	↑
◎学校開放事業による利用者数	92,276 人／年	166,485 人／年	↑	188,000 人／年	↑
◎水郷潮来シティレガッタの参加者数	602 人	387 人	↓	550 人	↑
◎スポーツ・アスリートによる講演会等実施学校数	1 校／年	5 校／年	↑	6 校／年	↑
◎スポーツ大会・合宿による施設利用者数	—	15,000 人／年	—	20,000 人／年	↑

**施策の方向** ★人生100年時代に向けた生涯にわたる学び

**(1) 生涯学び、活躍できる生涯学習機会の充実**

子どもから高齢者まで様々な世代が生涯学習活動に取り組み、学びを生かして生き生きと活躍できるよう、情報の提供や生涯学習機会の充実に取り組みます。

**①取組方針**

より多くの市民の学習意欲の向上を図り、学習活動につなげるため、広報・啓発活動や生涯学習情報の提供を図ります。

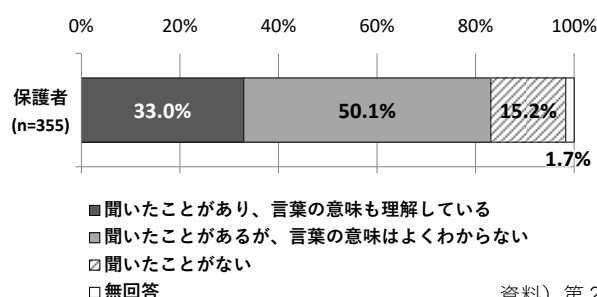
また、市民一人一人が生涯にわたって継続的に学習していくことができるよう、様々なライフステージに応じた学習機会の充実や新たなニーズの掘り起こしや学びの提供を図ります。

**②具体的施策・事業**

施策4-1-1 市民の学習意欲の向上や生涯学習情報の提供	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民の生涯学習に対する理解や意欲の向上を図るため、広報・啓発活動を推進します。</li> <li>▶ 潜在的な学習ニーズを具体的な学習活動につなげるため、講座募集のお知らせや活動状況の報告などの情報発信を充実するとともに、体験会や出前講座等のきっかけづくりを進めます。</li> </ul>	
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・啓発活動、各種事業のPR活動の実施 〈生涯学習課〉</li> <li>・ 学習情報発信事業（広報いたこ・中央公民館だより・市HP等）〈生涯学習課〉</li> <li>・ 出前講座事業 〈生涯学習課、市立図書館〉</li> <li>・ 社会教育講師派遣事業 〈生涯学習課〉</li> </ul>

施策4-1-2 多様な学習機会の充実	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民の様々なライフステージに合わせて、職業に役立つ講座や子育ての知識、高齢者の生きがいづくり等、必要とされるニーズを見極め、講座や教室の充実を図ります。</li> <li>▶ 新たなニーズを開拓し、生涯学習活動を活性化するため、子どもや若者等の次世代に向けた学習機会の提供を進めます。</li> </ul>	
【主な事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の多様な学習ニーズに対応した講座・教室の実施 〈生涯学習課〉</li> <li>・ 高齢者の生きがい事業、高齢者大学（悠々塾）事業 〈高齢福祉課〉</li> </ul>

【図】「生涯学習」に対する市民の認知度・理解度



## (2) 生涯学習やまちづくりを牽引する人材の育成と学習成果の活用

市民主体の生涯学習活動や地域活動を活発化するため、専門知識や技能を身につけた人材の育成支援や学習成果を生かす場づくりを進めます。

### ①取組方針

地域の中で主体的に活躍する市民を増やし、市民の主体的な活動への転換を促すため、生涯学習や地域活動を先導するリーダーの育成・支援を図ります。

生涯学習の成果を地域づくりや教育に活用するため、地域人材活用のための仕組みづくりや、技能を身につけた人の活躍の場の提供や周辺市町村との交流等を進めます。

### ②具体的施策・事業

#### 施策4-2-1 生涯学習や地域活動のリーダー育成・支援

- ▶ 生涯学習講座や様々な地域活動等の中から、生涯学習活動への積極的な姿勢や地域に対する思い等をもち、将来の地域づくりを牽引する人材を育成するため、人材育成講座や研修会への参加を促進・支援します。
- ▶ 活動を活発化するため、若い人材の発掘や育成を図ります。

【主な事業】 ・生涯学習指導員等リーダー育成事業 〈生涯学習課〉

#### 施策4-2-2 学習成果を生かす場や成果を活用するための仕組みの充実

- ▶ 生涯学習講座を受けた市民等に対し、発表や展示の機会を充実させるほか、地域人材バンクや講座講師への登録、学校や出前講座等への派遣を促進します。
- ▶ これまでの活動成果の発表や公共施設等での公開や展示を積極的に進めます。

【主な事業】 ・発表会、展示会等の実施 〈生涯学習課〉  
・学校等への講師派遣事業 〈生涯学習課、学校教育課〉

#### 施策4-2-3 地域ボランティア活動の促進

- ▶ ボランティア活動に興味のある人や、講座等を受けて知識や技能を得た市民に対し、ボランティア情報の提供や相談窓口を充実し、実際の活動に結びつけるよう促進を図るとともに、活動の自立を支援します。

【主な事業】 ・ボランティア情報提供、相談窓口事業 〈生涯学習課、社会福祉課〉

#### 施策4-2-4 多様な人材や情報のネットワーク形成

- ▶ 様々な分野の人材や知識、情報等の共有化を図るとともに、様々な分野で活躍する市民同士の連携・協力を支援し、生涯学習活動や地域活動の活発化を図ります。
- ▶ 市内だけでなく、周辺市町村の団体等との交流を促進します。

【主な事業】 ・まちづくり人材ネットワーク形成事業 〈生涯学習課〉

### (3) 生涯学習の拠点となる公民館や市立図書館等の充実

市民がニーズに応じて生涯学習や交流ができるよう、活動の拠点となる中央公民館や各地区公民館、図書館等について、機能の充実や必要な環境整備を図ります。

#### ①取組方針

市民の生涯学習活動や交流活動を推進するため、拠点となる中央公民館の機能の充実や環境整備を検討するとともに、地区公民館の管理・運営体制の充実や利用促進を図ります。

また、市立図書館について、市民の自主的、自発的な学習活動を支える拠点の一つとして、蔵書等の図書資料の更新と整理を推進するとともに、市民や市外からの人が集まる学習・交流拠点としての充実を図ります。

#### ②具体的施策・事業

##### 施策4-3-1 生涯学習活動拠点となる公民館の充実

- ▶ 本市の生涯学習活動の中心となる中央公民館について、市民により良い学習機会や学習環境を提供するため、公民館機能のより一層の充実を図ります。
- ▶ 地区公民館については、地域と連携して管理・運営体制の充実や利用促進を図るとともに、他の公共施設も含めて将来的な施設の使い方などのビジョンを検討します。

【主な事業】 ・公民館事業 〈生涯学習課〉

##### 施策4-3-2 市民の学習活動を支える潮来らしい市立図書館の運営

- ▶ 図書資料の充実とともに、必要な整理を行います。
- ▶ 市民の様々なニーズに対応した各種講座や企画等を充実し、市民の自主的、自発的な学習活動を促進します。
- ▶ 市立図書館の特色である子ども向けサービスの充実や、市立図書館と学校との連携を推進し、子どもが読書に親しむ機会の提供と学習支援の充実を図ります。
- ▶ 市内外から人が集まる場として、交流機能の充実を図ります。

【主な事業】 ・市立図書館事業 〈生涯学習課〉

##### 施策4-3-3 生涯学習施設相互の連携

- ▶ 市内の生涯学習環境を充実するため、公民館や図書館との連携・交流を推進するとともに、その他の社会教育施設や学校等を活用した生涯学習活動を推進します。

【主な事業】 ・公民館・市立図書館・その他施設の連携事業 〈生涯学習課〉  
・出前講座事業 〈生涯学習課、市立図書館〉



## (4) ICT活用による生涯学習活動の活性化

市民の自主的な学習活動を活発化するため、発達した情報通信技術を活用し、必要なサービスや生涯にわたる学びの機会の提供を図ります。

### ①取組方針

市民が学びたいときに必要な情報を入手し、学習機会を得やすくなるよう、ICTを活用したサービスの提供を推進します。

また、児童生徒や若者等の世代だけでなく、社会人や高齢者など、様々なライフステージにある市民がそれぞれの段階に応じてICTを活用できるよう、学習機会の提供を図ります。

### ②具体的施策・事業

#### 施策4-4-1 情報通信技術を活用したサービスの提供

- ▶ 市民の自主的な学習や研究活動、家庭に在りながらの読書活動等を支援するため、電子図書館サービスを推進します。
- ▶ 市民の利便性向上とともに、施設利用の効率化を図るため、施設の空き情報の確認システムや予約のシステム化などを検討していきます。
- ▶ 郷土資料・地域資料の電子化を推進します。

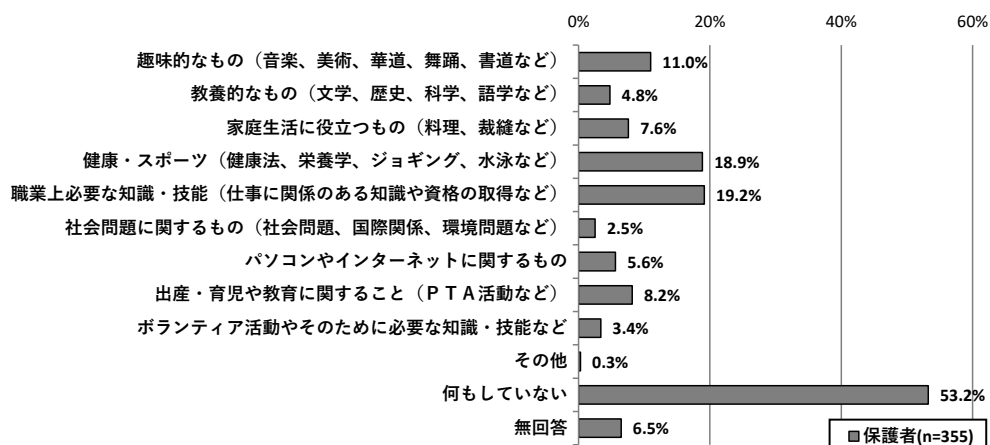
【主な事業】 ・公民館事業 〈生涯学習課〉  
・電子図書館事業 〈生涯学習課〉

#### 施策4-4-2 情報活用力に関する学習機会の提供

- ▶ 情報弱者となる可能性のある社会人や高齢者が、情報機器の操作や情報収集、情報発信等の活用能力や情報社会における危機管理能力を身につけることができるよう、公民館や図書館等での学習機会の提供を図ります。
- ▶ 情報機器に詳しい若者等との積極的な交流を図ります。

【主な事業】 ・各種生涯学習講座事業 〈市立図書館、生涯学習課〉

【図】市民の生涯学習活動（1年間の取組状況）



資料) 第2期計画に関するアンケート調査  
(令和5年)

## (5) 国際理解の推進

グローバル化する地域社会において多文化が共生する、誰もが暮らしやすいまちを目指して、国際化教育の充実や国際理解の推進を図ります。

### ①取組方針

郷土への愛着や誇りを持ちつつ、外国の言語や文化を理解し、将来グローバルな視野で活躍できる人材を育むため、子どもたちの外国語教育や国際理解教育を推進します。

在住外国人との交流の機会の創出や、多言語や多文化を学ぶ機会の提供により国際理解の推進を図り、共生社会の実現を目指します。

### ②具体的施策・事業

#### 施策4-5-1 国際化教育の充実【※再掲】

- ▶ A L Tの活用等により、国際化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ▶ 総合的な学習の時間等を活用した国際理解教育に取り組み、市内関係団体等と連携した国際交流活動を推進します。

【主な事業】 ・英語指導助手招致事業（A L T） 〈学校教育課〉

#### 施策4-5-2 国際理解の推進

- ▶ 地域のイベントなどの行事において、在住外国人との交流の機会を創出することにより、相互理解や多文化共生を進めます。
- ▶ 定期的に外国語教室を開催する等、多言語や多文化を学ぶ機会を提供し、国際理解の推進を図ります。

【主な事業】 ・国際交流推進事業 〈観光商工課〉

**施策の方向** ★高齢社会に対応した健康づくり推進

**(6) 「市民一人1スポーツ」の推進**

市民がそれぞれの体力やライフステージに合わせて、スポーツやレクリエーションを取り入れ、継続的に健康づくりを行えるよう、「市民一人1スポーツ」の推進に取り組みます。

**①取組方針**

市民一人一人がライフステージや体力等に応じて様々なスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツを推進します。

年齢や障がいの有無等にかかわらず誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、インクルーシブスポーツの普及を図るとともに、身近な自然や歴史環境を生かした健康づくりに取り組みます。

**②具体的施策・事業**
**施策4-6-1 生涯スポーツの推進**

- ▶ 市民の健康増進を図るため、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体と連携し、「市民一人1スポーツ」を目指した生涯スポーツの普及や調査、スポーツ教室の開催、学校体育施設の開放等に取り組みます。
- ▶ 市民スポーツ大会、グラウンド・ゴルフ大会、ゴルフ大会等の各種大会の充実、レクリエーション等を計画的に推進し、市民の親睦・交流を図ります。

【主な事業】 ・生涯スポーツ事業 〈生涯学習課〉  
 ・市民スポーツ大会開催事業 〈生涯学習課〉  
 ・スポーツ教室開催事業 〈生涯学習課〉

**施策4-6-2 インクルーシブスポーツへの取組**

- ▶ 様々な人がスポーツに親しめる機会を提供できるよう、スポーツ推進委員等と連携し、ニュースポーツや障がい者スポーツ等の研究に取り組み、スポーツ人口の増加を図ります。

【主な事業】 ・ニュースポーツ研究・普及事業 〈生涯学習課〉  
 ・障がい者スポーツ推進事業 〈生涯学習課〉

**施策4-6-3 身近な環境を生かした健康づくりの推進**

- ▶ 霞ヶ浦の堤防及び河川敷、水郷県民の森等の自然環境や、街なかの文化財・史跡等を活用したウォーキング事業を推進します。

【主な事業】 ・健康づくり事業ヘルスウォーキング 〈かすみ保健福祉センター〉

**施策の方向** ★潮来らしさを生かしたスポーツの推進

**(7) 水辺を生かしたスポーツの振興・鹿島アントラーズとの連携強化**

河川や湖沼等の潮来の豊かな水辺環境を生かし、ウォータースポーツ等の振興や学習活動の充実に取り組むとともに、鹿島アントラーズとの連携を強化し、人材育成や地域振興を図ります。

**①取組方針**

霞ヶ浦や北利根川等、豊かな水辺環境を生かして、ウォータースポーツやサイクリング等のスポーツを振興し、潮来ならではの教育プログラムとして、ローイング（ボート）教育の充実に図ります。

また、本市は、鹿島アントラーズ・ホームタウン5市（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）の一つであり、教育活動等での鹿島アントラーズとの連携を強化するとともに、スポーツによる地域振興を図ります。

**②具体的施策・事業**

施策4-7-1 水辺環境を生かしたスポーツの振興	
➤	潮来の恵まれた水辺環境を活用し、ローイング（ボート）やトライアスロン等のウォータースポーツの振興に取り組みます。
➤	総延長180kmのサイクリングロード「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用したサイクリング事業を推進します。
【主な事業】	・水郷潮来シティレガッタ開催事業 〈生涯学習課〉 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業 〈観光商工課〉

施策4-7-2 スポーツを機会とした教育、人材の育成	
➤	低年齢層を対象にトップアスリート教室を開催し、選手の育成や競技力の向上を図ります。
➤	本市特有の水辺を生かした教育プログラムについて、地域の関係団体と連携し、中学校の授業やクラブ活動でのローイング（ボート）教育の充実に図ります。
➤	子どもたちの教育や部活動の指導・地域連携等において、鹿島アントラーズとの連携した取組を検討します。
【主な事業】	・トップアスリート教室の開催 〈生涯学習課〉 ・ローイング（ボート）教育推進事業 〈学校教育課、生涯学習課〉

施策4-7-3 スポーツツーリズムを核とした地域振興	
➤	鹿島アントラーズのホームタウン5市と連携し、鹿島アントラーズのブランド力を活用したスポーツツーリズムの推進により、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。
【主な事業】	・アントラーズ・ホームタウン協議会事業 〈企画政策課〉

## (8) スポーツ・レクリエーションを支える環境の充実

市民が日常から気軽にスポーツやレクリエーションに取り組めるよう、市内の社会体育施設、プール等のスポーツ施設の維持・管理を適切に行うとともに、施設の有効活用を図ります。

### ①取組方針

市民が快適にスポーツやレクリエーションに取り組めるよう、市内のスポーツ施設の維持管理の充実を図ります。

また、市民が日常的にスポーツに親しめるよう、学校体育施設の開放やローイングセンターあめんぼの活用等、施設の有効活用に取り組みます。

### ②具体的施策・事業

#### 施策4-8-1 スポーツ施設の維持管理や整備充実

- ▶ 市内のスポーツ環境を整えるため、既存の運動公園や中央公民館体育室、プール等のスポーツ施設の維持管理、改修を適切に行います。
- ▶ 民間活力の導入等による市民スポーツの活動拠点の充実を図ります。

【主な事業】 ・スポーツ施設の維持管理・改修事業 〈生涯学習課〉

#### 施策4-8-2 施設の有効活用

- ▶ 地域と学校が連携し、学校体育施設の開放を推進します。
- ▶ ローイングセンターあめんぼにおけるローイング（ボート）以外のスポーツでの活用や、市民プール、潮来ヘルスランドさくらの新たなニーズの開拓など、施設の有効活用に取り組みます。
- ▶ 予約システムやオンライン教室、健康管理アプリ等のICTを活用した新たな取組を検討します。

【主な事業】 ・学校体育施設開放事業 〈生涯学習課〉  
・ローイングセンターあめんぼ活用推進事業 〈生涯学習課〉



## 基本施策5：郷土の誇りとなる水郷文化の継承と創造

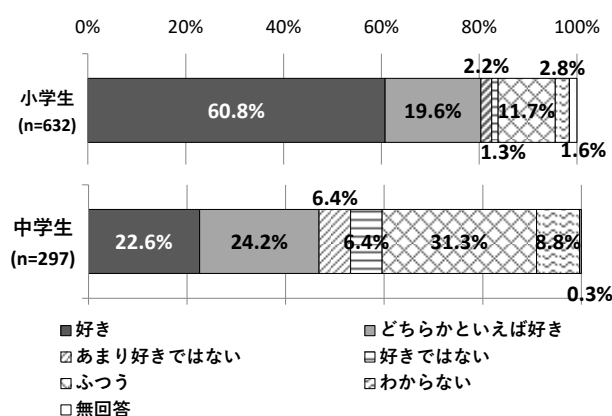
### ■第1期の取組と新たな課題

第1期計画では、郷土の誇りとなる潮来文化を創造するため、市民の文化・芸術活動の支援や環境の充実に取り組むとともに、文化財や史跡・名所、民俗芸能等の伝統文化の保存や次世代に継承するための教育・体験活動等に取り組んできました。また、水郷の歴史や文化の魅力を発信するため、水郷旧家磯山邸での体験交流活動や津軽河岸あと広場の整備・活用に取り組みました。

コロナ禍においても、個人や文化団体による活動や研究等の取組は継承されてきましたが、大勢で集まることの難しさゆえに、成果発表の場である文化祭や鑑賞、体験等の機会が失われました。それらのイベントや活動は徐々に復活してきているものの、以前より課題であった担い手の高齢化はさらに進行しており、これまで培われてきた希少な水郷文化を郷土の誇りとして次世代に伝え、新たな担い手を育成することが喫緊の課題となっています。

また、近年、学校教育において、STEAM教育（科学、技術、ものづくり、数学に芸術の視点を加えた横断的な教育）が推進されており、芸術や文化から自由な発想力・表現力、創造力を身につけることが期待されています。今後は、これまでの文化活動の継続にとどまらず、学校教育と地域文化団体との連携推進や子どもたちの体験活動の充実、周辺市町村との文化活動の連携等、新たなニーズを開拓し、文化活動を活性化することが必要となっています。

【図】児童生徒の潮来市への愛着（市をどう思うか）

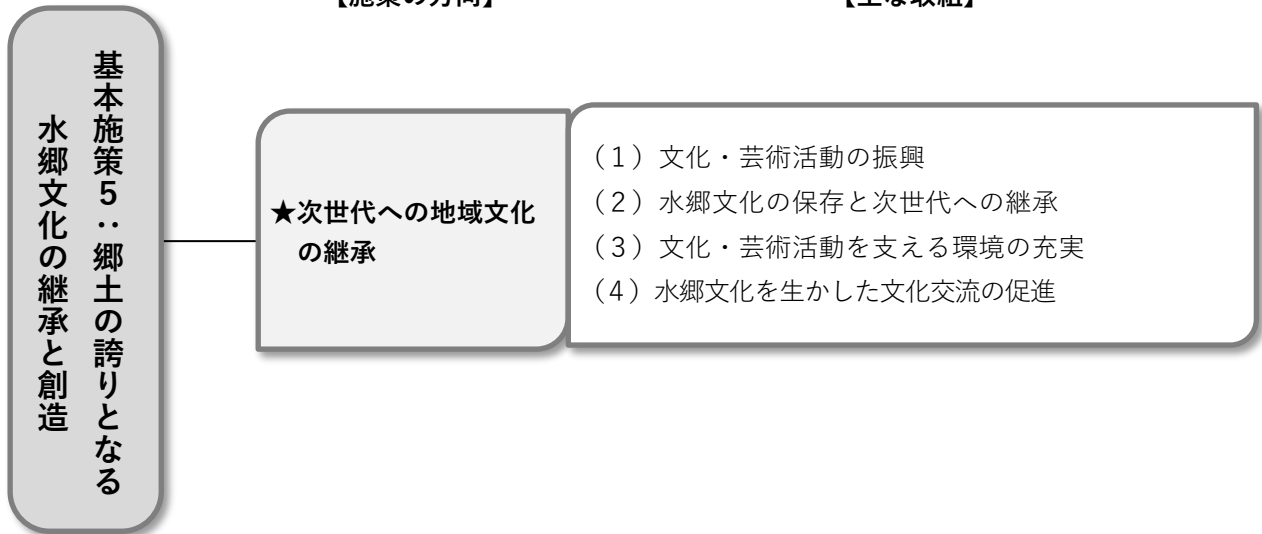


資料) 第2期計画に関するアンケート調査  
(令和5年)

■基本施策5で目指す姿

潮来を含む水郷の様々な文化を伝える文化財や史料、伝統芸能等が適切に維持・保全され、地域文化への理解が進むとともに、生活の中で文化・芸術に触れる機会や情報が充実し、文化活動の新たな担い手が育ってきています。

■施策の体系



■数値目標

指 標	参考値 (2017)	基準値 (2023)	目標値 (2028)
○潮来市を好きな*児童・生徒の割合 ※「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた割合	小学生：56.6% 中学生：46.7%	小学生：80.4% 中学生：46.8%	小学生：80%以上 → 中学生：60%以上 ↑
◎市民文化祭参加者数	1,039 人	1,000 人 ↓	1,100 人 ↑
◎伝統文化・文化財の保全活動	3 回/年	3 回/年 →	3 回/年 →

**施策の方向** ★次世代への地域文化の継承

**(1) 文化・芸術活動の振興**

市民の文化・芸術に対する関心を高め、市民の文化活動を活性化するため、文化・芸術活動の振興とともに、将来に向けた担い手の育成を図ります。

**①取組方針**

本市の文化・芸術活動の活性化を図るため、各種文化団体に対して継続的な支援を行うとともに、市民の文化・芸術への関心を高める活動を推進します。

また、文化活動を活性化するため、学校・各種文化団体等との連携により、新たなニーズの開拓や次世代の文化・芸術の担い手の育成を進めます。

**②具体的施策・事業**

<b>施策5-1-1 文化・芸術活動の振興</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内の文化・芸術活動の活性化を図るため、各種文化団体に対する継続的な支援を行います。</li> <li>▶ 市民の文化・芸術への関心を高めるため、文化・芸術に関する情報発信や体験活動の充実、成果発表の機会の提供等を推進します。</li> </ul>	
<b>【主な事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化団体支援事業 〈生涯学習課〉</li> <li>・市民文化祭開催事業 〈生涯学習課〉</li> <li>・水郷まちかどギャラリー運営事業 〈生涯学習課〉</li> </ul>

<b>施策5-1-2 文化・芸術の担い手の育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子どもや社会人、高齢者等の幅広い世代の市民に向けて、文化・芸術の鑑賞機会や芸術家による講話や体験会、教室等、文化・芸術に触れる機会の提供を図ります。</li> <li>▶ 学校と地域が連携し、学校の文化活動における講師の派遣や、文化祭・イベント等の機会を活用した発表の場の提供を行います。</li> </ul>	
<b>【主な事業】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化親子教室の実施 〈生涯学習課〉</li> <li>・市民文化祭開催事業 〈生涯学習課〉</li> <li>・文化協会講師派遣事業 〈生涯学習課〉</li> </ul>



## (2) 水郷文化の保存と次世代への継承

水郷文化が子どもたちにも着実に引き継がれるよう、文化財や史跡・名所、民俗芸能等の保存や維持・管理を適切に行うとともに、郷土教育等により次世代への継承を図ります。

### ①取組方針

茨城県・千葉県にまたがる貴重な水郷文化を未来に継承するため、指定文化財や史跡・名所、史料等の適切な保存・継承活動を推進するとともに、民俗芸能等を含めた伝統文化のデジタル保存等を進めます。

また、未来を担う子どもたちに潮来の歴史や文化を伝え、まちに対する愛着と誇りを養うため、学校と地域が連携して郷土教育を進めます。

### ②具体的施策・事業

★施策5-2-1 文化財等の保存・継承	
➤	市内各所に点在する文化財の適切な保存や継承を図るため、適切な保管や修理等のための支援や保存状況の把握を行います。
➤	常陸風土記につながる古墳群、中世の城郭遺構の特色を残した島崎城跡、水運の歴史を物語る河岸跡等の貴重な史跡の保全、活用を進めます。
➤	水郷独特の生活文化や地区祭礼、潮来ばやし等の郷土芸能を後世に伝えるため、画像や映像等によるデジタル保存を推進します。
【主な事業】	・文化財保護事業 〈生涯学習課〉 ・文化財、郷土資料のデジタル化 〈生涯学習課〉

施策5-2-2 水郷文化を伝える郷土教育の推進	
➤	市立図書館での郷土資料の展示に加えて、水郷まちかどギャラリー等において、文化団体の研究成果を展示する機会を提供し、市内外に向けて潮来の伝統文化を発信します。
➤	学校と地域が連携し、子どもたちや保護者が潮来の伝統文化や郷土芸能について体験的に学ぶ機会を提供します。
【主な事業】	・郷土教育推進事業 〈学校教育課〉 ・伝統文化親子教室実施団体の拡大 〈生涯学習課〉 ・文化協会講師派遣事業 〈生涯学習課〉

### (3) 文化・芸術活動を支える環境の充実

市民に文化・芸術活動が浸透するよう、水郷まちかどギャラリーや公民館、図書館等で潮来出身の芸術家の作品や市民の作品に触れる機会を充実します。

#### ①取組方針

本市の文化・芸術活動拠点として、さらには街の情報発信基地として、水郷まちかどギャラリーの維持管理や展示内容の充実とともに、新たな展示や活動のニーズ開拓を支援し、利活用を促進します。

また、市民が文化・芸術にふれあう機会をより多く提供するため、市立図書館、公民館などを活用した文化・芸術活動を推進します。

#### ②具体的施策・事業

##### 施策5-3-1 水郷まちかどギャラリーの充実

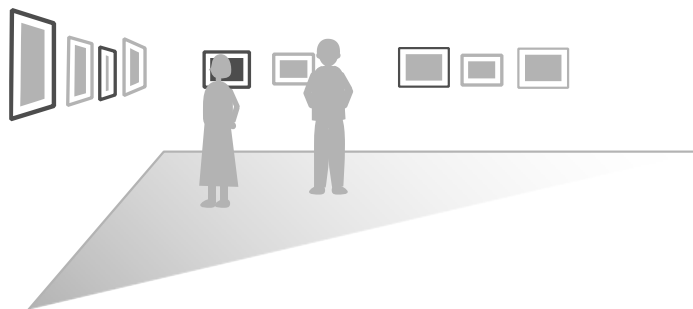
- ▶ 本市の文化芸術の発信基地として、水郷まちかどギャラリーを活用した芸術・文化活動を推進します。
- ▶ 本市ゆかりの芸術家の展覧会の開催や芸術作品の保存等を図ります。
- ▶ 子どもや子育て層、周辺市町村からの展示への参加、文化団体と連携した活動成果の展示や会議スペース利用等により、ギャラリーの利活用を促進します。

【主な事業】 ・水郷まちかどギャラリー運営事業 〈生涯学習課〉

##### 施策5-3-2 図書館、公民館等を活用した文化・芸術活動の推進

- ▶ 市民が文化・芸術にふれあう機会をより多く提供するため、図書館や公民館等のスペースについて、市民の創作や作品展示の場としての活用を推進します。
- ▶ 休日や長期休暇を活用して、子ども・若者等を中心とした様々な体験講座やワークショップを開催し、次世代の発想力や表現力、創造力を養います。

【主な事業】 ・社会教育施設活用促進事業 〈生涯学習課〉  
・市立図書館事業 〈生涯学習課〉



## （4）水郷文化を生かした文化交流の促進

水郷独自の歴史や文化の特色・魅力を市内外に広く伝えるため、継続的に情報発信を行ない、歴史・文化資源を生かした文化交流を促進して、地域の活性化を図ります。

### ①取組方針

水郷潮来の特色や魅力をより多くの人に知ってもらい、地域文化への理解促進や本市の知名度向上につなげるため、引き続き水郷文化の魅力発信や向上に取り組みます。

また、水郷潮来独自の歴史・文化資源を生かして、体験・見学等により文化を体感できる活動に積極的に取り組み、地域文化の活性化を図ります。

### ②具体的施策・事業

#### 施策5-4-1 水郷文化の魅力発信

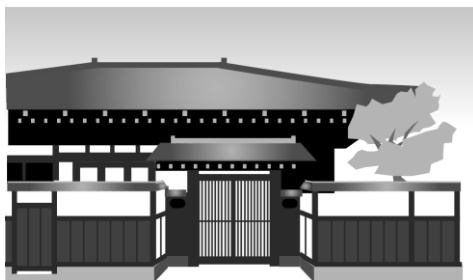
- 市民と協働して水郷文化の保全に取り組み、水郷潮来の歴史や地域資源の魅力を市内外に向けて発信します。
- SNS等を活用し、子どもや若者等に向けて水郷文化の魅力をわかりやすく発信できるよう工夫していきます。

【主な事業】 ・伝統芸能・文化保全事業 〈生涯学習課〉  
 ・シティ・プロモーション事業 〈秘書課〉

#### 施策5-4-2 水郷の歴史・文化資源を生かした文化交流の促進

- 水郷の民俗文化や芸能・祭り、城跡などの史跡、潮来ゆかりの人材等をテーマとして、市内外の交流活動を促進します。
- 水郷文化を体感できるよう、水郷旧家磯山邸での宿泊や津軽河岸あと広場を活用した体験交流活動を推進します。

【主な事業】 ・水郷いたこ大使活用事業 〈秘書課〉  
 ・水郷旧家磯山邸事業 〈観光商工課〉





## Ⅲ 計画の推進

---

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の推進体制

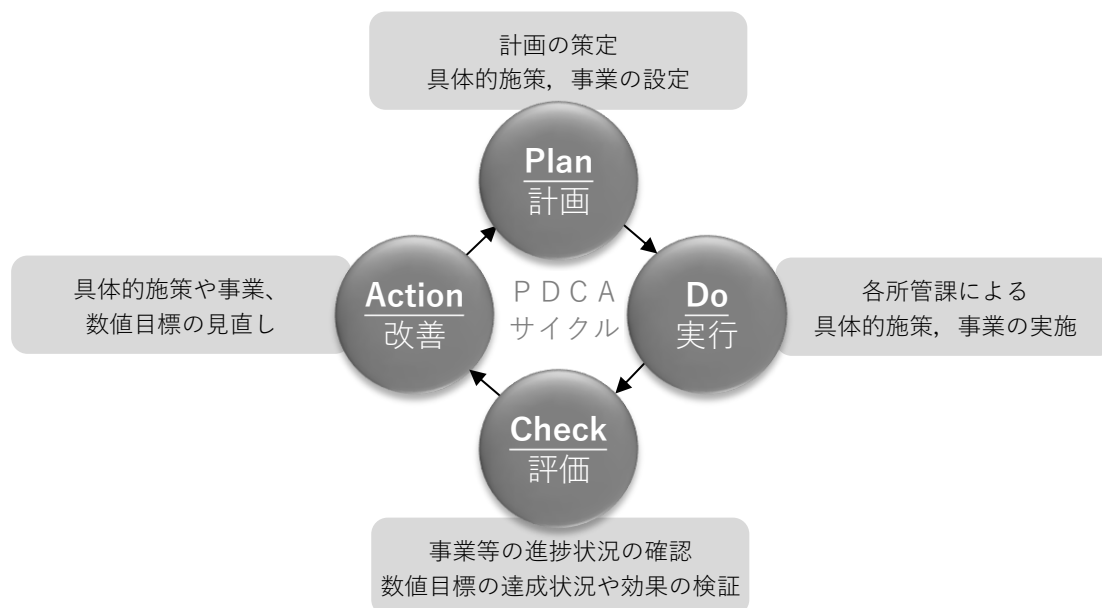
## 1 計画の進行管理

計画に示した取組や施策を着実に実行するため、具体的施策や事業について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

基本計画における施策や事業については、各所管課が毎年度の実施計画等へ位置づけ、進捗状況を確認し、最終年度には数値目標の達成状況の確認や効果の検証を行います。

また、結果を踏まえて、目指す方向性や具体的施策や事業を見直し、次期計画の策定に生かします。

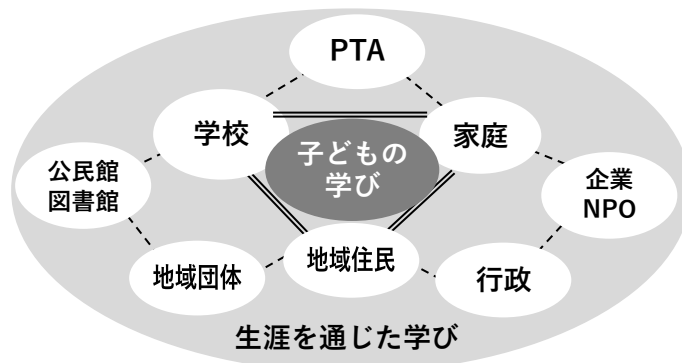
【図】計画の進行管理のイメージ



## 2 計画の推進体制

第2期計画では、「多様な主体の参加による、学びを支える環境づくり」を基本施策に位置づけており、学校や保護者、地域の住民、関係団体、企業等に対して、計画の周知を図るとともに、様々な活動主体が互いに協働・連携して計画を推進します。

【図】計画の推進体制のイメージ



## 資料編

---

- 1 策定経緯
- 2 策定体制

# 1 策定経緯

年 月 日	内 容
令和5年10月4日	第1回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・策定委員会への諮問</li> <li>・策定方針及び策定スケジュールについて</li> <li>・アンケート調査について</li> </ul>
令和5年10月下旬 ～11月上旬	アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童アンケート（市内小学校3～6年生）</li> <li>・生徒アンケート（市内中学校1～3年生）</li> <li>・保護者アンケート（市内小・中学校保護者）</li> <li>・教職員アンケート（小・中学校教職員）</li> </ul>
令和5年11月20日 ～12月1日	ヒアリング調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育関係</li> <li>・青少年関係、スポーツ関係、文化関係</li> <li>・公民館・図書館関係</li> </ul>
令和5年12月15日	第2回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート分析結果報告 並びに関係団体ヒアリングについて</li> <li>・骨子及び素案等の協議について</li> </ul>
令和5年12月16日 ～12月28日	策定委員会委員からの意見聴取（Web・書面）
令和6年1月22日	第1回ワーキング部会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案について</li> </ul>
令和6年1月26日	教育委員会審議
令和6年2月1日 ～3月1日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住又は在勤の個人・事務所等対象</li> <li>・意見件数6件（提出者：3名）</li> </ul>
令和6年2月26日	教育委員会審議
令和6年3月22日	第3回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・答申案について</li> <li>・第2期潮来市教育振興基本計画の答申</li> </ul>



## 2 策定体制

### (1) 策定委員会設置要綱

○潮来市教育振興基本計画・学校適正化計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 25 日

教委告示第 4 号

(設置)

第 1 条 潮来市教育振興基本計画・学校適正化計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見や提言を計画に反映させるため、潮来市教育振興基本計画・学校適正化計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項の協議、検討を行い潮来市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか策定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる者のうちから、潮来市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命の日から計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 策定委員会委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項第2号に該当する者及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に該当する者には支給しない。

(ワーキングチーム部会の設置)

第8条 策定委員会設置の目的を効果的に達するため、ワーキングチーム部会を置く。

(ワーキングチーム部会の所掌事務)

第9条 ワーキングチーム部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定のため必要な基礎資料の作成に関すること。
- (2) 計画策定の補佐に関すること。
- (3) その他計画策定のために必要なこと。

(ワーキングチーム部会の構成)

第10条 ワーキングチーム部会は、別表第2に掲げる課等の係長以上の職員のうちから、当該職員の所属長が推薦する者をもって構成する。

2 ワーキングチーム部会員は、前条に掲げる事務を処理する。

(ワーキングチーム部会長等)

第11条 ワーキングチーム部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、学校教育課長を、副部会長は、生涯学習課長をもって充てる。

3 部会長は、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム部会の会議)

第12条 ワーキングチーム部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、第9条第1項の者に加えて、必要に応じ関係者に出席を求めることができる。

(庶務)

第13条 策定委員会及びワーキングチーム部会の庶務は、学校教育課において行う。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

2 この告示による最初の策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この告示は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附則(令和5年6月27日教委告示第20号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

策定委員会委員		
学識経験者	地域又は団体の代表者	保護者
学校長(小・中・高代表)	幼稚園長(代表)	社会教育団体
その他教育委員会が必要と認める者		

## 別表第2(第10条関係)

(令5教委告示20・一部改正)

ワーキングチーム部会		
学校教育課	教育指導室	学校給食センター
生涯学習課	子育て支援課	企画政策課
財政課	その他教育長が必要と認める者	

## (2) 策定委員名簿

潮来市教育振興基本計画・学校適正化計画 策定委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	役職名及び所属	備考
生越 達	茨城大学大学院教育学研究科 教授	委員長
松田 壽美子	スポーツ推進委員連絡協会 会長	副委員長
高野 貴大	茨城大学大学院教育学研究科 助教	
飯島 順	小学校長代表／市代表校長／延方小学校	
諸星 通哉	中学校長代表／市学校長会長／潮来第一中学校	
大川 千恵子	幼稚園長代表／あやめこども園長	
小澤 茂幸	高校長代表／茨城県立潮来高等学校長	
関口 洋治	区長会長／日の出代表区長／日の出7丁目区長	
志村 乃婦	文化協会 会長	
茂木 一将	P T A連絡協議会副会長／牛堀中学校	
原 貴文	P T A連絡協議会副会長／日の出小学校	
山本 志穂	子育てネットワーク 委員長／潮来第一中学校	
大友 艶子	食生活改善推進委員会 会長	
小林 俊夫	スポーツ協会 会長	
金塚 茂	青少年相談員連絡協議会 会長	
仲澤 進	青少年育成市民会議 会長	
高須 清次	スポーツ少年団 副本部長	

---

## 第2期潮来市教育振興基本計画

(2024 - 2028)

---

発行：令和6年3月

発行者：潮来市教育委員会

編集：潮来市教育委員会 学校教育課

茨城県潮来市辻 626

TEL 0299(63)1111(代)

---

